

第七十八回国
参議院
商工委員会
會議録
第五号

昭和五十一年十月二十八日(木曜日)

午前十時十三分開会

委員の異動

十月二十八日

辞任

福岡日出磨君

鈴木 力君

安武 洋子君

補欠選任

川野辺 静君

志苦 裕君

須藤 五郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

柳田桃太郎君

楠 正俊君

熊谷太三郎君

竹田 現照君

加藤 進君

委員

植木 光教君

小笠 公昭君

柳木 亨弘君

斎藤榮三郎君

菅野 儀作君

林田悠紀夫君

福岡日出磨君

吉武 恵市君

阿具根 登君

志苦 裕君

対馬 孝且君

森下 昭司君

桑名 義治君

中尾 辰義君

須藤 五郎君

藤井 恒男君

国務大臣

通商産業大臣

河本 敏夫君

政府委員

公正取引委員会
事務局取引部長

後藤 英輔君

公正取引委員会
事務局審査部長

野上 正人君

通商産業大臣官
房長

宮本 四郎君

資源エネルギー
庁長官

橋本 利一君

資源エネルギー
庁石油部長

古田 徳昌君

中小企業庁長官

岸田 文武君

中小企業庁計画
部長

児玉 清隆君

事務局側

常任委員会専門
員

町田 正利君

説明員

資源エネルギー
庁石油流通課
長

宇田川治宣君

消防庁危険物規
制課長

矢野野義郎君

本日の会議に付した案件

○揮発油販売業法案(第七十七回国会内閣提出、
第七十八回国会衆議院送付)

○中小企業事業転換対策臨時措置法案(第七十七
回国会内閣提出、第七十八回国会衆議院送付)

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから商工委員
会を開会いたします。

揮発油販売業法案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○竹田現照君 大臣にこの法律の質問の前にちよ

つとお伺いしておきたいんですが、実は、この間
エネ小をやりました、北炭会長以下ここにきてい
ただきまして、いろいろと北炭問題についてちょ
つと質疑が交わされたんですけれども、どうも、
国会で秋原会長が述べられたことがほんの二、三
日の間にまた変わってしまった。新聞の報道によ
ると、通産大臣とお話になった後の北炭の態度も
また変わっている。大臣も大分、立腹されたかど
うかわかりませんが、そういうようなことが
報道されている。このエネ小で言われて、二、
三日たったらまた変わった。きのうも大臣、秋原
会長と会われているようでけれども、一体何が
本当なのか。どうも言われる政商秋原に通産大臣
以下振り回されているような感じがしてならない
わけですけれども、その点、大臣と北炭の責任者
との話で一体どこが本当なのか、お答えをひとつ
聞いておきたいと思ひます。

それから、きのう衆議院の石特で大臣が何か新
しい制度創設に通産省が踏み切って、その適用第
一号を北炭にしようというところが、けさの一部の
新聞に出ておりましたけれども、その真相はどう
いうものかお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(河本敏夫君) 北炭の再建案は、去る
十九日に会長、社長の連名でエネ庁に持ってこら
れました、実は、その内容が、再建案提案の三、
四日前に、私に会長からエネ庁の長官立ち会ひの
もとに來ました再建案と非常に違った内容になっ
ておりました。それで私も、ほんのわずか、数日
の間に一番大事な点が根本的に変わってしまった
のか、それについて何らの説明もありませんの
で、実はその真意をはかりかねておったわけでご
ざいます。ところが昨日、実は、それは行き違
いで間違ひであった、やはりこの十四、五日ごろ
に私に口頭で説明をした案が本当の案であって、
その案に修正をしたい、こういうことで修正の手

続をされると同時に、改めて北炭再建についての
基本的な考え方を説明するために昨日午前おいで
になりましたお目にかかったわけでありました。

その内容を簡単に申し上げますと、一つは、幌
内の再建のために今後百二十億円の金がかか
るので、その分については、何分にも事故故に
よる災害復旧であるから何とか政府の方でめんど
うを見てもらいたい。しかし、ことしから来年度、
つまり五十三年の三月までに必要とする一般の
資金——運転資金も含めてだそうであります、
それは百三十億、本年度分が五十七億、来年度分
が七十三億、こういうことで百三十億を必要とす
るが、この分については政府に頼む何らの根拠も
ないし、そういうものを頼むべきではない、こう
いう判断のもとにそれは自力であくまで調達をい
たします。したがって、幌内の復旧に要する部分
だけを政府の方で何とか配慮をしてもらいたい。
こういう案でございます。先般私が口頭で説明
を受けた案と全く同じ内容のことを説明されたわ
けでございます。まあそういう内容でございます
ので、いま検討を続けておりますが、近く審議会
の経営部会を開いていただきまして、そこで検討
していただくと思っております。

政府としての基本的な考え方は、幌内のような
非常に大きな事故故を起こした復旧は、なかなか
これは個々の企業ではむずかしいというところは、
これは理解をいたします。しかし、北炭に対しま
しては現行制度内でできる限りの援助をいたしま
して、現行制度ではもうこれ以上援助をする余裕
は全然ございません。そこで、今後の復旧に対し
て政府が援助するといいたしますと、何らかの新
しい制度というものをつくらなければならぬわけ
でございますが、この機会に、大災害を起こした石
炭鉱山の復旧について、何らかの特別配慮を加え
る制度が必要ではないか、こういうことにつきま

して関係方面の了解を得た上で検討してみたい、
こういう考え方を、昨日衆議院の石特委員会に申
し述べたわけでございますが、具体的にはどうい
う内容かは、いま各方面と折衝をする準備をして
おりまして、まだ最終の段階ではございません。
○竹田現照君 これは大臣にはそうなんです、
国会の場で正式に北炭側が要請をしたわけでは
ね、百三十億の政府裏づけを、そういうことがも
うくるる変わっていったんでは、国会へ呼んで
いろいろと真意をただし、国会側がこの石炭問題
にいろいろと対処をしようということが何かおか
しくなっちゃって、一体どういうふうにかえたら
いいか、とまどう面が非常に多い。言ってみれ
ば、国会にいいかげんに来てでたらめを言つた
といつたって、それはもう抗弁の余地がないこと
なんです。ですから、大臣にいろいろと釈明され
るのはいいけれども、われわれの方にそれは全
然ないわけですが、それはまあ大臣に言つてもし
ようがありませんが、しかし、北炭側と通産省、
エネ庁はもう少し何か、先ほど私が言つたよう
に、持つて回られて引き回されているような感じ
のないように、ちゃんと筋道を立てたひとつ対策
を立てていただくように、私は特に要望しておき
たいと思ふんです。

それと、きのうの石特で大臣が言われたこと
は、もう少し何か北炭問題についてはっきりされ
ているような言明があつたように新聞は報じてお
るんですけども、ちょっとその点私はまだ釈然
といたしません、もう一度はつきりひとつ説明
をしていただきたいと思ふ。

○国務大臣(河本敏夫君) 私が石特委員会が発言
をした一番の骨子は、いま御説明をしたとおりで
ございまして、あとは若干の関連する質問等がござ
いまして、骨子は全くいま申し述べたとおりで
ございます。たとえば、しからば経営部会がいつ
開くか、こういう問題に對しては、これはも
うできるだけ早く開きたい、こういうことも申し
述べました。それから、しからば百二十億に對し
ては政府は全部めんどろを見るのかと、こういう

御質問もございましたが、それに対しては経営部
会の意見を聞きまして、それによつて最終の判
断をしたいと思ふけれども、しかし、非常に大き
な大災害事故でもあるので、できるだけ援助を
する方向で検討してある、しかし、最終的な数
字をいま申し上げる段階ではない、経営部会の意
見を聞いた上で判断をしたい、こういうことを
言いました、大体それで尽きておると思ひま
す。

○阿具根登君 関連で、二点だけ御質問申し上
げます。

こういう大災害が起きたときには、格段の援助
をされることはこれはあたりまえで、やつてもら
いたいと思ふんです。それで、いま百二十億と言
われたんですが、総額で二百四十億かかる。そう
すると六〇%になる、ところが要望は七〇%のほ
ど。だからこれは百四十億と読みかえていいの
かどうか。いままで二十億出ておるわけだから百
二十億と読みかえていいか。その問題が一つ。
それから、大災害が今後もまた起こつたら大変
だし、こういう場合は非常に困るので、何か特別
な措置を考えたいと、こうおっしゃることも当然
であるし、われわれもいままで要望してまいりま
した。だからそれは当然でございしますが、それは
特別会計の中で考えておられるか、全然別枠でこ
れは考えておられるか、この二点をはつきりお聞
かせ願ひたい。

○国務大臣(河本敏夫君) 北炭側の要望は、約二
百億の復旧資金に對して、現在八十億がもうす
でに出ておるわけでございます。これから出ていく
金が約百二十億と、こういうことになっておりま
して、これまで出ました八十億の中には政府資金
が約二十億含まれております。先方は二百億の約
七割、そういうことを言つておられますので、総額
百四十億ということになりますけれども、すでに
その中には政府資金が二十億出ておりますので、
今後必要とする百二十億について協力を求められ
たものであると、かように理解をいたしております。

それから第二点につきましては、これは目下エ
ネ庁を中心としたしまして検討中でございまし
て、かつまた関係方面の理解を得なければなら
ませんので、まだ最終案は固まっております。
○竹田現照君 それでは、このガソリンスタンド
の問題について質問に入ります。

最初に、通産省がこれまでとってきたガソリン
スタンド行政に対する概略について、簡単に説明
をしていただきたいと思います。

○政府委員(橋本利一君) 御承知のように、ガソ
リンスタンド業界というのは非常に企業の数も、
スタンドの数も多うございまして、九三%までが中
小零細企業といふことからいたしまして、ややも
すると過当競争を引き起こしやすい体質でござい
ます。さようなところから、昭和四十年以来、過
当競争を未然に防止するといふことからいたしま
して、スタンドの建設調整を行政指導ベースにし
て実施いたしております。特に四十八年の十二月
以降は石油危機後のショックに備へるために、新
規設置を原則として抑制するといつた方向で指導
してまいつておるわけでございます。

それから二つ目の問題は、ガソリンが他の油に
比べましてかなり割高であるといふところから、
一部には灯油等を混入いたしまして、いわゆる
不良ガソリンの発生といふ問題がございまして、
これに對しましては、私たちいたしましては四十
一年から四十七年にかけてまして、ガソリンの試
買検査を実施してまいりました。その後四十九年
度以降は社団法人全国石油協会におきまして、引
き続きガソリンの試買検査を行い、不良ガソリン
を排除するように努めておるわけでございます。

それから第三点は、流通近代化の観点からいた
しまして、昨年の九月石油製品販売業の経営の合
理化、近代化を推進するといふ観点に立ちまし
て、いわゆる近接法の指定業種に指定いたしまし
て、現在その指針となるべき近代化計画を策定し
たしておる段階でございまして、
いづれにいたしましても、揮発油業界の健全な
発達ということが、ガソリンの安定供給あるいは

不良ガソリンの排除ということに不可欠のこと
でございまして、今後ともさらにそういった方向
に即して対策を進めてまいりたいと思ひておりま
す。

○竹田現照君 この法律案を出すに至つた一つの
経緯からいって、このオイルショック以後通産省
がとつてきたことは暫定的な措置なんで、法律に
基づいてちゃんとしたことをやるのが最善であ
ると、こういう趣旨のようでありまして、スタン
ドの建設枠というものを、いままで石油の元売
社に割り当てるといふか、こうで乱立を防いで
たわけですね。しかしその結果全部それぞれの元
売系列のもとに入つて、言ってみれば、縦のカル
テルが実施しやすくなるようになって、横のカル
テルが実施しやすくなる問題がございまして、
そこをフリーマーケットの問題がございまして、
出てくるものから、そのフリーマーケットを締
め出すことによつて系列支配、カルテルがより強
化される、そういうような結果を招くのではない
かという懸念が、この法律の提案に付随をしてい
ろいろと論議をされてきておつたようでありま
すけれども、その点について通産省はどういう
ふうにお考えになつておられるか。

○政府委員(橋本利一君) この法案をつくる過程
におきまして、あるいはこれを幸ひ規制されてい
ただきまして実施に入る段階におきまして、無
印だからといふことで差別的に考えるつもりは
ございせん。ただ、この法律の目的といたして
おりますガソリンの安定供給と品質の確保といふ観
点からいたしまして、必要最小限のチェックをい
たすことにはしておりますが、それとも無印だ
からといふことではなくて、若干の品質管理な
り、あるいは安定供給し得る能力があるかどうか
といふことについて審査するわけでございます。
さやうなところから系列化を進めるといふた
うな考えは毛頭ございせん、むしろ個々のス
タンドが自己努力によつて、自分の責任において
営業を営めるように配慮して運用してまいりたい
と思つております。

○竹田現照君 この無印の問題について、また後

で触れます。

それから、いままでの行政指導の中で距離基準というのがありますけれども、これは、薬事法で薬屋の距離基準という問題が憲法違反という見解が出ておりますけど、これと照らし合わせて、この行政指導の面は同じような問題が提起されるのではないかと、いまだ余り提起されてないようですけれども、そういうことが考えられると思うんですけれども、その点についての御見解をお伺いいたします。

○政府委員(橋本利一君) 薬局の距離制限に関する最高裁の判決は、薬局の許可制の必要性を認めるものの、品質を確保するために距離制限をとることはいかかというのが判決の要旨であったかと思ひます。

それは薬局につきましては御承知の薬局方というのがあります、それで十分品質の確保はできるはずじゃないかと、こういう観点のようでございますが、御承知のように、ガソリンスタンドにつきましては過当競争性が非常に強い、しかもそれがスタンドの乱設によって引き起こされるというようなことでございますので、われわれの考えでありますのは、こういった過当競争を未然に排除する、しかもそれは行政指導と申しますか、どちらかといえば強制力を伴わない行政指導ベースで実施しておるといったようなところが薬局の場合とケースが違ってくるのじゃないかと思ひます。

そうといった意味合いにおいて、必ずしもこの距離基準がそのまま憲法違反につながる問題であるとは考えていないわけでございます。

○竹田現照君 そこで、いま御答弁の中にありましたスタンドの乱立による過当競争の問題がありますが、事実問題として、ほかの産業に比べて倒産、廃止というものがそれほど多いようにはちょっと思われないのですけれども、最近の統計——石油業法に基づく届け出帳の調べでも、これむしろ減ってきているのではないかと思ひますけれども、どういふふうにエネ庁では掌握をされてい

るのですか、過当競争の面。事実問題としての倒産、廃止の数字からあらわれたものとして必ずしもそんなふうなふうには受け取れないと思うんですけれども、いかがですか。

○政府委員(橋本利一君) 石油業法第十四条に基づく事業の廃止届け出によりまして、ことしの一月から七月までの間に九百三十七件の廃業が報告されております、ただいま御指摘のありましたように、三月、四月ごろが、たとえば三月が二百五十一件、四月が百九十四件、このあたりをピークにいたしまして、以後、五月は百十七件、六月は百五件、七月は百三十四件、まあ三月、四月に比しますと若干減っておりますことになろうかと思ひますが、一、二月時点に比べるとやはりかなり高い水準でございます。この九百三十七件の内訳を申し上げますと、その廃業理由といたしまして営業不振と申すところのものが四十九件ございす。全体の約五割ぐらいになります。そのほか譲渡が二百二十四件、合併が二百三十九件、それぞれ二四、五割に当たるわけでございますが、これも譲渡あるいは合併と言っておりますが、原因としてやはり営業不振によるものもこの中に入ります。いまのところ内訳までとっておりません。

○竹田現照君 いまのは五十一年の一月七月……

○政府委員(橋本利一君) 五十一一年の一月七月……

○竹田現照君 ことしになってからは、この過去三年から比べると、一月七月で九百三十七という

いますから、ただいま私が申し上げたのは本年一月七月です、九百三十七件、単純計算いたしますとことしはやはり従来の年よりも増加しつつあるということが言えるかと思ひます。

○竹田現照君 この増加したというのは、やはりスタンドの乱立あるいは無印が——無印がそんなに莫大にふえているというふうには数字上あらわれていませんけれども、そういうふうなことに影響されて出てきたのか、それともほかの要因でふえてきているのか、その辺はどういうふうな把握をされておりますか。

○政府委員(橋本利一君) いまおっしゃった無印もやはりこのところふえておりました、少なくとも新設について抑制的な指導をした後、かれこれ四百件ぐらい増加しているのじゃないかと思ひます。

それから、ただいま申し上げましたことしの一月七月の廃業届の中で、やはり譲渡、合併に至った原因というものの営業不振という原因もかなりあるんじゃないかと、最近になりまして粗利益も減りつつございます。それからいま一つは、新設を抑制する方向で指導してきている影響が、たとえば転籍といったようなマークのつけかえと申しますか、そういった形でも影響が出てきておるのじゃないかと見ておるわけでございます。

○竹田現照君 そこで、いわゆる業転物が大量に市中に出回っているという大きな原因は、ガソリンの販売力以上に精製メーカーが生産して、このために通常のルート以外の別ルートでメーカーが販売せざるを得なくなった、そのことが大きな原因なんです、業転物として安くいわゆるフリーマーケットスタンドに流さず、その分だけ価格を安くして系列スタンドに流せばいいんじゃないかというふうなことも考えられるんですけれども、そういうことになるともと元売価格を下げられるんではないかと、そういう気もいたします。ただ通産省は、このまま放置しておくと石油元売企業の経営をますます悪化させて、悪循環を繰り返すこ

とになるんだと、そういう御見解のようですけれども、この業転物について、いま私がただしましたようなことについてどういふふうにお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(橋本利一君) 業転物の発生の原因は、まさに御指摘になったとおりだと思ひます。ガソリンの需給のアンバランスが一時的に出た。それに対しまして元売の方では、むしろ資金繰りの面から在庫処分と申しますか、換金売りのな、しかもそれは押し込み販売的な無理をした販売をいたしておる。その結果、こういった業転物が出回っております。その結果、こういった業転物が出回っております。そういった性格のものでございすので、これを一般的に元売価格を下げてということにはなかなか結びつかないんじゃないかと。どちらかと言えば緊急避難的な、換金売りの性格を業転物というのには持つておるんじゃないかと。という認識でございます。それが一時的にしか一部にスタンドにそういう価格で流れることによりまして、致々として努力をしておる一般のスタンドに、多大の悪影響を及ぼすところがあるわけではなからうかというふうな考えをしております。全体の供給計画を適切に運用すると同時に、こういった部分的な地域的な、あるいは一時的な業転物の発生というものを、やはり防止する方向で対策を考えるべきだと思っております。

○竹田現照君 この業転物というのはこの産業にもありますけれども、実際問題としてそれを根絶するということとは困難である。したがって、今度のこの法律案というふうなことでなくて、販売力に見合った生産指導、あるいは販売仕入れ先別の数量報告をチェックする、そういうふうなことで対処しなければならぬんじゃないかというところの意見もあつたけれども、いま長官お答えになつたように、この法律が制定されることによつて、業転物というものについて根絶は無理としても、かなり効果が上がるというふうな解釈してい

いんですか。

○政府委員(橋本利一君) 業転物というものが、他の産業にあることも御指摘のとおりだと思ひます。これは一般的には需給の円滑化という観点から役立っている面もあるわけですが、ただ違ふところから、ガソリンにつきましてもその点は同じような事情にあるわけですが、ただ違ふところは、他の産業に比べてガソリンでは、需給の円滑化に資する以上に多くの量が出回るところに大きな問題があるかと思ひます。この法案の十九条によりまして、第一線のガソリンスタンドに対する是正勧告だけでは問題が解決しない場合に、さかのぼりまして元売あるいは特約店といった事業者に対しても勧告をする、所要の是正措置をとるといふふうに規定いたしておりました。それはそれなりの効果は私たちとしても期待いたしておるわけですが、あわせてやはりそういった元売の体制問題と申しますか、過当競争を引き起こさないような方向での再編成と申しますか、そういった措置もあわせてやはりとって、総体的にこの対策を進めていく必要があると考えておるわけでございます。

○竹田現照君 そこで、きょう付の「ぜんせき」を私は見たのですが、この新聞によりまして、この法律が衆議院で通つて、その過程で通産省の答弁、大半のものがスポット購入では困る。三分の二以上が継続購入であることが一つのめどだといふ、その答弁を引用して業転玉の売り込みが早くも始まつてきた、そういうようなことではないかと書いていますけれども、けさ私が新聞の折り込みに入つていた新聞を見たのですが、とすると、むしろ業転玉というものは減らない結果を現に巻き起こしているというふうに、これは業界紙に書いてある。これは日本経済の中に折り込まれた新聞けさ見たのですが、これは考え方と逆の方向にいつているとすれば、ちよつと問題じゃないかというふうに私は思ふんです。これは実情がわかりませんが、現実にはそういうようなことが業界紙で報ぜられているとすれば、これはやはり問題だと思ふんですが、けさばくのところにも配布された新聞だからあなた方見ていないかもしれんけれども、どうですか、こういう実態が出てきていますとすれば。

○政府委員(橋本利一君) 御指摘のようなことであれば非常に問題だと思ひます。実情を調査いたしまして対処したいと思ひます。ただ、私たちが安定的な仕入れのめどを販売予定量の三分の二というふうに置きましては、やはり先ほど御指摘のありました必要以上といひますか、固定的な系列化を避けるためにフリーチョイスの幅を残しておいた方がいいのではないかといいことと、反面三分の二安定仕入れの可能性があれば、安定供給に支障を来さないだろう、こういう判断のもとでやつておるわけでございます。いわばかけ込み的にそういう行為が行われておることはきつめて好ましくないことではございますので、よく実情を調査いたしてそれに対する対策をとりたいと思ひます。

○竹田現照君 それでは三分の二出た、三分の一は業転玉でもいいんだ、こういうことで云々ということなんです。ですからこれはなかなか言うべくしてむづかしいんでないか。むしろ衆議院の議論の中にもありましたけれども、この何か対象がフリーマーケットのところにはばらばらしているような感じが、既存の業者の権益保護、または立法の過程が大体既存業者が一生懸命になつて、選挙目当てにこれがやられたというやうなことが、うそかまことか言われておつたし、現にまたそういう動きがなかったわけでもない。ところがむしろこういう元売だとかそういう商社といふゆる商道徳といふものを無視したそういうやり方といふものを、むしろ積極的に対応策を考えなければならぬだろう、そういうことを言われていたことと、むしろ逆に指摘をされるのが助長されるやうな行為といふものが、法律の制定の過程の中で出てきているというところは、これはやはり問題なんですよ。ですから、通産省としてやはりこの法律を制定をされた趣旨、その経過は別として、趣旨に照

らすならば、こういう問題について私は業転玉がふえていくという点もあるということなんです。そのあることについてもう少ししっかりした対応策があつてしかならぬ、そう思ふんです。これはもう石油ショックのときに例の緊急法律出たときも、この委員会でもいろいろと論議をされたこととまではいいませんが、依然としてそのことが解消されてない。そして業界に混乱をもたらし、そして、そして消費者にも不信をかついておる。とすれば私はこの法律ができたからといつて、即効的な効果というものは期待できない。むしろ変な方向に現にいつているとすれば、この新聞の報道が正しいとすれば、変な方向にいつている。ですから、全体をひくくするめつてもう少し長官、明確な態度といふものをひとつ表明していただきたいと思ひます。

○政府委員(橋本利一君) 業転玉に対しては、特に本法の十九条の規定を活用することにより、また先ほど申し上げましたように、元売の再編成を促進することによりまして、こういったものの根絶を期していきたいと思ひます。

○竹田現照君 そこで、最近の円高基調による差益があるの、製品価格といふものを引き下げるべきだといふ意見があります。しかしこの為替レートといふのは常に変動するものだから、差益が出たから下げる、損したら上げる、差益が出たから下げる、それじゃ差損が出たら上げさせるか、そういうふうなことなかなか一律に規定できないものだ、こういうことも言えますけれども、しかし業界に対する不信といふものが非常に強いから、石油ショック以来、通産次官が諸悪の根源が石油業界だなんていうことの発言まで飛び出すことがあつたわけですが、それだけにこの差益と価格の関連、この点について非常に関心が深くなつてくるのは当然だと思ひますけれども、その点についていかがお考えですか。

○政府委員(橋本利一君) 一円高になりますと、原油代金一キロリッター当たり八十円に相当するわけでございます。大体月間二千五百万キロリッターの原油を輸入いたしておりますので、その場合には月二十億円の差益が出る。十円であれば二百億円の差益が出る。一応計算上はさうな形で出てくるわけでございますけれども、ただ、これはユーザンス等の関係もありまして、企業会計上どのように処理されてくるかといふのはなかなか実態としてはつかみづらういふ面があります。しかし、いずれにせよそういう差益が出ておるといふことは事実であり、その限りにおいて石油企業の経営の実態にプラスしているといふことも否定できないと思ひます。ただ、いま先生御指摘になつたわけでございますが、為替レートというのは非常に不安定である。四十九年度におきましては八百六十三億の差損を出して、それから五十年におきましては、約二百六億程度の差損を出して、こういう実態でもございまして、それから、本年に入つてからの為替レートの推移を見ましても、ことしの一月が三百五十五円強であつたものがその後一時は二百八十八円まで下がりましたが、現在のところは二百九十一円、わずかに十月足らずのところでも十円前後の推移を見ておるといったやうなこともございまして、やはり為替レートの問題につきましても、いま少しく情勢の推移を見る必要があるんじゃないかと、いふふうな考えをおるわけでございます。

それから、第二の問題といたしまして、御承知のように現在世界的な石油情勢といふのが非常に不安定な状況にございまして、伝えられるところによると、この十二月のカタールにおけるOPEC総会では値上げが打ち出されるんじゃないかと、といったような話も出てきておるわけでございます。そして、そういう原油価格の動き自体がきつめて注意を要する段階に来ておる。また、仮に、好ましくないことではございますが、原油価格が上がりましてそれがまた為替レートの方にね返つてくる、といったやうな事情もございまして、御指摘のやうな点もございまして、当分の間円レートの推移などをながめてみたい、こういうことでございまして。

○竹田現照君 そこで、きょう付の「ぜんせき」を私は見たのですが、この新聞によりまして、この法律が衆議院で通つて、その過程で通産省の答弁、大半のものがスポット購入では困る。三分の二以上が継続購入であることが一つのめどだといふ、その答弁を引用して業転玉の売り込みが早くも始まつてきた、そういうようなことではないかと書いていますけれども、けさ私が新聞の折り込みに入つていた新聞を見たのですが、とすると、むしろ業転玉というものは減らない結果を現に巻き起こしているというふうに、これは業界紙に書いてある。これは日本経済の中に折り込まれた新聞けさ見たのですが、これは考え方と逆の方向にいつているとすれば、ちよつと問題じゃないかというふうに私は思ふんです。これは実情がわかりませんが、現実にはそういうようなことが業界紙で報ぜられているとすれば、これはやはり問題だと思ふんですが、けさばくのところにも配布された新聞だからあなた方見ていないかもしれんけれども、どうですか、こういう実態が出てきていますとすれば。

○政府委員(橋本利一君) 御指摘のようなことであれば非常に問題だと思ひます。実情を調査いたしまして対処したいと思ひます。ただ、私たちが安定的な仕入れのめどを販売予定量の三分の二というふうに置きましては、やはり先ほど御指摘のありました必要以上といひますか、固定的な系列化を避けるためにフリーチョイスの幅を残しておいた方がいいのではないかといいことと、反面三分の二安定仕入れの可能性があれば、安定供給に支障を来さないだろう、こういう判断のもとでやつておるわけでございます。いわばかけ込み的にそういう行為が行われておることはきつめて好ましくないことではございますので、よく実情を調査いたしてそれに対する対策をとりたいと思ひます。

○竹田現照君 それでは三分の二出た、三分の一は業転玉でもいいんだ、こういうことで云々ということなんです。ですからこれはなかなか言うべくしてむづかしいんでないか。むしろ衆議院の議論の中にもありましたけれども、この何か対象がフリーマーケットのところにはばらばらしているような感じが、既存の業者の権益保護、または立法の過程が大体既存業者が一生懸命になつて、選挙目当てにこれがやられたというやうなことが、うそかまことか言われておつたし、現にまたそういう動きがなかったわけでもない。ところがむしろこういう元売だとかそういう商社といふゆる商道徳といふものを無視したそういうやり方といふものを、むしろ積極的に対応策を考えなければならぬだろう、そういうことを言われていたことと、むしろ逆に指摘をされるのが助長されるやうな行為といふものが、法律の制定の過程の中で出てきているというところは、これはやはり問題なんですよ。ですから、通産省としてやはりこの法律を制定をされた趣旨、その経過は別として、趣旨に照

○政府委員(橋本利一君) 一円高になりますと、原油代金一キロリッター当たり八十円に相当するわけでございます。大体月間二千五百万キロリッターの原油を輸入いたしておりますので、その場合には月二十億円の差益が出る。十円であれば二百億円の差益が出る。一応計算上はさうな形で出てくるわけでございますけれども、ただ、これはユーザンス等の関係もありまして、企業会計上どのように処理されてくるかといふのはなかなか実態としてはつかみづらういふ面があります。しかし、いずれにせよそういう差益が出ておるといふことは事実であり、その限りにおいて石油企業の経営の実態にプラスしているといふことも否定できないと思ひます。ただ、いま先生御指摘になつたわけでございますが、為替レートというのは非常に不安定である。四十九年度におきましては八百六十三億の差損を出して、それから五十年におきましては、約二百六億程度の差損を出して、こういう実態でもございまして、それから、本年に入つてからの為替レートの推移を見ましても、ことしの一月が三百五十五円強であつたものがその後一時は二百八十八円まで下がりましたが、現在のところは二百九十一円、わずかに十月足らずのところでも十円前後の推移を見ておるといったやうなこともございまして、やはり為替レートの問題につきましても、いま少しく情勢の推移を見る必要があるんじゃないかと、いふふうな考えをおるわけでございます。

○竹田現照君　そこで、法律案の中身についてお尋ねいたしますが、この法律案は、解釈の仕方によつてはかなり官僚統制が強くなる懸念があるかと思うんです。たとえば、通産大臣はいかなる場合に安売りと認定して勧告できるか。条文では「標準的な販売価格と著しく異なる価格で」売っているときとありますが、これはかなり広く解釈できる条文なんです。同様のことが業者の認定基準や過当競争地区の指定基準についても言えると思います。こういうことについて、通産省の運用面で慎重を期すというようにことを衆議院でも言われておるようだけれども、その慎重を期すというところは法律の条文には出てきてないし、またちよつと書きにくい面もあらうかと思ひますが、この制定後に、そういうような、実際の運用の意識の問題ですけれども、運用いかんによつては、非常にむしろ業界の健全な発展を期したいという趣旨と逆の結果を生ずるおそれもあるし、ないと思ひますけれども、そういう点について、法律が制定された後の運用に対する物の考え方も、あわせてひとつ御見解をお伺ひしておきたいと思ひます。

文上、正式に公取と協議するといふ規定はございませんが、われわれといたしましては実務上十分公取と連絡をとりながら、支障を来さないように運んでいく考えを持っております。

○政府委員(橋本利一君)　この法案では揮発油販売業にきまつて登録制その他の規制を行うことにいたしました。これは、揮発油販売業の健全な発達と揮発油の品質確保のための必要最小限のものという意識に立つて本法案を整備し、また運用段階ではそういう配慮をベースにして運用したいと思ひますが、若干具体的に申し上げますと、たとえば指定地区の指定に当たりましたも、石油審議会の意見を聞きかつ期間を定めてやるというふうに規定いたしました。あるいは、十九条の規定の中におきましても、著しく高い場合は正勧告は全国ベースでも要件をそうシビアにせずに勧告ができるようにいたしました。おきましては、指定地区内に限りまして、しかも、これは衆議院で修正が入ったわけでございますが、石油審議会の意見を聞いて行うというふう

○竹田現照君　この法律を制定する過程で、全石油商と元売との間で意見の一致する面もありますが、また対立する面もある。元売は、その後の経過は聞いておりませんが、「石油文化」二月号が出された段階ではこの法制化に反対だと報ぜられておるんだけれども、それは、先ほど私が触れた業転玉なんというものの関連もあるかもしれせんけれども、乱売防止対策として元売の段階について、現行の石油業法でしかるべき措置がとられる道もかなりあるのではないかと、あるいはスタンド段階についても行政指導をさらに進める余地がある、あるいは脱税目的の不良ガソリン対策については、行政技術的に対応できる道もあると、いろいろなことを言われているわけですが、それから、この法案で言う通産大臣の勧告権はスタンドの安売りだけではなくて問屋の差別価格にも及ぶということになっておるんですが、こういうのはこういう法律じゃなくて独禁法によるべきものではないかと思ひます。この点は公取との間に、どういふことにこの独禁法上の問題もあわせてお話し合いがなされておったのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(橋本利一君)　まず、元売が本法案に反対しておったんじやないかという点でございますが、御指摘のようにやはり十九条の問題なども関連あるかと思ひますが、主としてその反対の理由は、免許制がとられるんじやなからうかという観点からの反対であつたようでございます。今回の法案では登録制をお願いいたしておるんですが、その点の問題は解決いたしておるんじやなからうかという解釈でございます。

○政府委員(橋本利一君)　一つの考え方であらうかと思ひますが、ただ、公正競争規約につきましても御承知のように、景品類または表示に関する事項についてのみこの種の規約を締結できるというたてまえになっておるわけでございます。揮発油販売業における大きな問題は、スタンドの乱設あるいは先ほど来お話が出ております業転玉による安売防止、こういう問題につきましまして、ただいま申し上げましたような事情から、公正競争規約だけでは有効な手段になり得ないという点がございます。

○政府委員(橋本利一君)　この法案では揮発油販売業にきまつて登録制その他の規制を行うことにいたしました。これは、揮発油販売業の健全な発達と揮発油の品質確保のための必要最小限のものという意識に立つて本法案を整備し、また運用段階ではそういう配慮をベースにして運用したいと思ひますが、若干具体的に申し上げますと、たとえば指定地区の指定に当たりましたも、石油審議会の意見を聞きかつ期間を定めてやるというふうに規定いたしました。あるいは、十九条の規定の中におきましても、著しく高い場合は正勧告は全国ベースでも要件をそうシビアにせずに勧告ができるようにいたしました。おきましては、指定地区内に限りまして、しかも、これは衆議院で修正が入ったわけでございますが、石油審議会の意見を聞いて行うというふう

それから次に、独禁法との関係でございますが、大きく分けて三つのケースがあると思ひます。価格は正の問題でございますが、一つはコスト割れに至らないまでも、価格が著しく下がることによつて相当部分のスタンドの経営が困難になつてくるといふか、この場合には独禁法では対処し得ませんので、本法案の十九条で対処するということにならうかと思ひます。

○政府委員(橋本利一君)　まず、元売が本法案に反対しておったんじやないかという点でございますが、御指摘のようにやはり十九条の問題なども関連あるかと思ひますが、主としてその反対の理由は、免許制がとられるんじやなからうかという観点からの反対であつたようでございます。今回の法案では登録制をお願いいたしておるんですが、その点の問題は解決いたしておるんじやなからうかという解釈でございます。

それから次に、独禁法との関係でございますが、大きく分けて三つのケースがあると思ひます。価格は正の問題でございますが、一つはコスト割れに至らないまでも、価格が著しく下がることによつて相当部分のスタンドの経営が困難になつてくるといふか、この場合には独禁法では対処し得ませんので、本法案の十九条で対処するということにならうかと思ひます。

○政府委員(橋本利一君)　まず、元売が本法案に反対しておったんじやないかという点でございますが、御指摘のようにやはり十九条の問題なども関連あるかと思ひますが、主としてその反対の理由は、免許制がとられるんじやなからうかという観点からの反対であつたようでございます。今回の法案では登録制をお願いいたしておるんですが、その点の問題は解決いたしておるんじやなからうかという解釈でございます。

○政府委員(橋本利一君)　まず、元売が本法案に反対しておったんじやないかという点でございますが、御指摘のようにやはり十九条の問題なども関連あるかと思ひますが、主としてその反対の理由は、免許制がとられるんじやなからうかという観点からの反対であつたようでございます。今回の法案では登録制をお願いいたしておるんですが、その点の問題は解決いたしておるんじやなからうかという解釈でございます。

と、一つ一つ法律をつくったとしても、先ほど私が言ったようにもうすでにこの法律が制定されようとする段階でいろいろな問題が派生をしておるうちに、なかなか石油業界の問題というものは、いわく言いがたいぐらいいずかしいんじゃないか、こう思うんですが、業界全体の体質改善ということについてどういうふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(橋本利一君) 石油業界の問題といったしましては、精製元売企業自身が過当競争をやっているという構造的な問題を抱えておるところにあるんじゃないかと思ひます。こういった精製元売企業段階における過当競争が、揮発油販売業者間の過当競争を引き起こす大きな原因になっているという事も事実だと思ひ合わせてございします。したがって、本法によりましてガソリンスタンド業界の健全な発達を図るとともに、先ほど申し上げましたように、元売段階における集約化と申しますか、体制を整備いたすことが非常に重要になってくるわけでございまして、前の国会でお願いいたしました石油開発公団法の改正、こういった手段も用ひまして、業界における自主的な体制の取り組みを政府としても側面から支援してまいりたい、かように考えておりまして、まさに御指摘のとおり、業界全体として構造問題に取り組んでいく必要があろうかと思ひております。

○竹田現昭君 言ってみれば規制法である法律が、従来この種の法律というものは、ややもすれば既存業者の保護法になりかねないわけですが、そうではないのだ、販売業の健全な発達とガソリンの進出の確保を図るために必要最小限の規制を行うのだ、そのほかいろいろなことを言われておりますけれども、たとえば、言われるところのフリーマーケットというものが、この法律によって不当な何といふようなものが、この法律によつて行われるというように心配はないのか。もうこの法律ができれば、ガソリン

を安く売ることができないのだという意見もあるわけですから、こういう点についてやはりはっきりした法の運営、法に対する考え方、こういうものを示される必要があると思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(橋本利一君) この法律では目的達成のために必要最小限の規制措置をとりたいということで立案いたしておるわけでございします。そういった意味合いにおきまして目的を達成しなくちゃいかぬ反面、規制は最小限にしないといけないという基本態度で臨んでおるわけでございします。したがって、既存業者をいたずらに保護するといったようなことを考えておるわけじゃございしません。

反面、無印につきましては先ほど来申し上げておりますように、無印だからといって差別するわけではございせん、安定供給あるいは品質管理の能力を保持しておれば十分登録をしていくというところでございします。

それから、これができれば安いものが売れなくなるのからという御指摘でございしますが、いわゆる業転玉といったようなアブノーマルな形で、あるいは需給アンバランスの一つの逃げ道として出てくるものに対しては、十九条で対処したいと思ひます。企業の努力によりまして合理化をし、その効果を消費者に還元するといった意味合いにおける価格の引き下げについては、十九条を対象としては考えておりません。

〔理事熊谷太三郎君退席、委員長着席〕

○竹田現昭君 そこでいわれる無印のスタンドの方の主張もいろいろなところに述べられておりますが、そういう方々の主張もやっぱりうなずけるわけですから、そういうことについてひとつお尋ねしておきたいと思ひますが、業転玉と言われるものができる経緯というものは、私があえてここで述べるまでもなく、すでに御承知のとおりなんですけれども、安い油が業転物としてあるから、安く売ればいいんだけれども、石油業界では安く仕入れても安く売ってはならないというジン

クスがあると。だから、商売人というものはよい品を安く仕入れて、経費を節約して、少しでもお客様に安く届けることが使命なんだけれども、そういういまだこの給油所へ行ってもそうですが、エアーサービス、洗車サービスというものがいろいろありますけれども、そういうことによつてかなり高く売れる理屈にもなっているが、こういう無印のところというのはそんなものなくて、ガソリンを売るだけなんです。だから、コストというやうなものが必要しも高くつかない、だから安く売っているんだ。ビールでもキャバレーと屋台では飲むところによつて非常に値段に数倍の開きがある。これもサービス、設備の違いが理由だというやうなことも言われて、それと同じことがこのガソリンスタンドでも言えるんじゃないかと、こういう主張があるわけなんです。こういうことについてどういふふうに——これは私がいま言ったことは、やっぱり説得力のある主張なんです。こういうことについてどういふふうにお答えになるのか。やはりなるほどなということがなければいけないんじゃないかと、こう思ひます。

それから、対象は必ずしも無印ばかりではないのかもしれないけれども、たとえば農協、北海道なんかも農協のスタンドが札幌市内を初めたくさんあります。これはほかのスタンドよりは値段は安いですが、現実問題として、ですから、業界にすれば必ずしも好ましい存在ではないんじゃないかという気も私はします。詳しくそういう人たちと接してませんから、わかりませんけれども。しかし、農協というのはこれは大変な全国的に大きな力を持つていて、無視できない政治力もあるから、うかつなことも言えないということなんですよ。しかし、高いのは勧告できるけれども、安いのを高くしろというわけにはいかないと思ひますけれどもね。業界の秩序云々というやうなことになるけれど、やっぱり同じやうなことが指摘されてもいんではないかと思ひます。ですから、そういうことについてどういふふうにお考えになるのか。

この油の値上げも、軽油の引き上げは運輸業界が反対する。A重油の引き上げには電力や鉄鋼業界が反対をする。しかし、ガソリンや灯油というものは一般消費者からの反応がわりあいと少ないから、案外こういうものを高くするんだ。灯油問題というのは、特に私も選挙区なんかを中心として大変重要な消費者の関心を持っている問題なんですけれども、そういういろいろな問題で申し上げたものも問題等を考えて、やはり納得のできる説明というものが私は必要だとそう思ひますが、そういう点についてはいかがですか。

○政府委員(橋本利一君) まさに安く仕入れて安く売れるということであれば、これが一等いいことかと思ひますが、問題はそれが適正なコストを吸収してやれるかどうか、あるいは長く経常的に安定供給ができるかどうかという判断をいたさなければいけないかと思ひます。ガソリンスタンドにつきましても、たとえば建設費は地域によつて異なるわけでございしますが、数千円から二億円近くかかるとも言われております。それに伴つてそれなりの資本費がかかるわけでございします、あるいは人件費も当然考慮していかなくちゃいけないわけではございします、そういった意味合いにおいて、それをカバーしてなお安く売れるならばよろしいわけでございしますが、御指摘のやうな業転物というものは、むしろそういったコストを無視したと申しますか、一時的な需給アンバランスを換金押し込み的な売り方をしているというところに問題がございまして、むしろ善良と申しますか、孜孜として努力しているスタンド業界に対して一つの悪影響をもたらす、結果として安定供給ができなくなるといったやうな問題もございします。で、私たちとしては、やはり流通秩序の確立というのを念頭に置いて対処をしていかざるを得ないんじゃないかと思ひます。特に先年の石油危機といったやうな時期におきましては、主として業転物などを扱っているスタンドに対してはガソリンの供給が停止される、あるいは多大に減量されるといったやうなことからいたしまして、消費

の他に確認はいたしてございますけれども、その営業の内容につきましては詳細な事情聴取あるいは調査というものは、残念ながらいままで網羅的には行っておりません。ただ先生御指摘のように、一般的に無印ガソリンスタンドというふうな言われておりますガソリンスタンドの営業方針につきましても、先ほど先生がお話しになりましたように、安いものを安く買ってそれで安く売るといふ、利幅としてはできるだけ低くして、そのかわりにいわば量販というのでしようか、薄利多売と申しますでしょうか、そういうような傾向で販売をされている方が、比較的その無印ガソリンスタンドといわれている方には多いというふうな言われております。

で、現在、平均的なガソリンスタンドの月間の、月々の販売量というものを概算いたしますと、約月間のガソリンの販売量は五十キロリッターでございますが、無印ガソリンスタンドの中には、それをかなり上回ったとえば八十キロリッターであるとか、あるいは百キロリッターであるとかいうようなところで売っておられる方が多いのではないかとこのように、若干うわさも含めまして、私が伺ったところではそういう事情でございます。

ただ先生の御指摘のように、数としては一％ではあるけれども、販売量としては一割にも達するといふほどの格差があるというところは、これは実態調査が十分行き届いておりませんので、確定的なことはお答えできませんけれども、私の感じとしてはそこまではあり得ないのではないかと、一何倍、あるいは数倍という程度の、平均に比べますと販売量はなからうかというふうに思っています。

○竹田現照君 いずれにしても、いま具体的に数字が通産省から出ていないと思うのですが、こういう関係者の方に言わせると一〇％ぐらいあると、こう言われているのですね。それだけに私が先ほど言ったように、消費者に一〇％からの販売量があるとなったら、無視できない販売数字です。

からね、とすればいろいろ懸念をされることについて、十分以上の配慮がなされなければならぬ問題だと思つております。この点特に要望しておきます。

それからガソリンのメーター売りについてちょっとお尋ねしてみますが、外資系に余りないようですけれども、日石、出光、共石、丸善等の石油元売会社が、給油所に対してガソリンのメーター売りをやっている。これはもう半ば強制的なようですね。ところが今度はこの法律でガソリンの品質管理を各給油所が行うということになれば、メーター売りで品質管理をする理由というものはないわけですね。そうして元売会社が給油所に対して優越的な地位を利用するというか、私用というのか、するといふことはこれは不正な取引方法で、むしろ独禁法違反の懸念なしとしない。そういう点から考へて、今度の品質管理との関連から、メーター売りというものはやめさせるべきではないかという意見がございすけれども、この点について、法律との関連でどういうふうに通産省お考えですか。

○説明員(宇田川治吉君) 現在メーターセルスと称する販売形態は、先生御指摘のようにエッソとか、モービルとか、あるいはゼネラルといったいわゆる外資系の元売会社は若干それと違つた方法もとっているようでございますが、その他の元売会社は比較的メーターセルスという販売方法をとっているというふうに私も聞いております。

メーターセルスの根拠といひますのは、かれこれ十年ぐらいも歴史を持っているわけでございますが、主たる内容といひますか、そのメーターセルスの意義といひますのは、一つは受け渡しあるいは引き取りといひますのが非常にはっきりしている。どこの商品がどこから流れてどこへ売られたというところが比較的是っきりしているというふうなことから、非常にブランドといひますか、そういうものを重視するガソリンの元売としての意識から、メーターセルスといふものを行っているという傾向があるかと思ひます。

それからまた第二に、先生の御指摘になりました品質の確保という点が、私の先ほど申し上げました、どこから取引されてどこへ売られたということが非常にはっきりするといふこととの関係から、品質保証にも役立つといふ点が第二の点としてあらうかと思ひます。

また、メーターセルスのもう一つの意義といひますか、それはガソリンスタンドのタンクの中に入っているといふものは、いわば元売がまだガソリンスタンドに売っていない商品である、つまりその在庫金庫といひますか、そういうものはいわば元売が負担している、言いかえしますとガソリンスタンドはタンクを明け渡して元売さんの油を入れておく、それでこれは自分の資金で一切めんどろを見ない、それでノズルで売るといつたときから、元売さんとガソリンスタンドとの間で売買が行われる、それで売り上げに立つたといふことで、一種の金融負担といひますか、そういう面でのメリットもあらうかと思ひます。そういう意味からいひますと、ガソリンスタンド側にとりましても、いわばメーターセルスといふのはそういう意味からするメリットといふものが、あるいは出てくるのではないかとこのことも考えられます。

いずれにいたしましても、実態的にもうかれこれ十年前にメーターセルスといふものが行われておりました、現在全部が全部売ることではなくて、半分あるいはそれを若干上回る程度にメーターセルスといふのが行われているという、これは仄聞いたしておりますけれども、実態的にそれは元売と特約店、あるいは特約店とガソリンスタンドとの間の契約関係で行われているという内容でございます。御指摘のように、その契約それ自体が、優越的な地位を利用して強制的にメーターセルスを押しつけたといふことでございすかと、独禁法——不正な取引との関係といふものが生じるかと思ひますけれども、そういうことでない場合にはいわゆる契約関係で、ガソリンスタンド側としてのメリットも考へて契約が成立して

いるといふふうな受けとれるかどうかという問題があらうかと思ひます。先生の御指摘のように、これが強制されたものである、メーターセルスでなければ、もう一切販売しないかといふふうな、いわば強圧的な態度で行われたといふことがございしました場合には、私もどうしても十分に実態を調査いたしまして、適切な指導を行つていきたいといふふうな考へております。

○竹田現照君 しかし、事実問題として元売から施設その他の金を借りたり、あるいはまた油の代金の手形その他の問題、事実上の買い取りでないような形態とすれば、いま私が言っているような、実際は強制だけれども、そういうところは弱みがあるから強制だとは言わないですよね。けれども、形はどうあれ事実問題としてそのメーターセルスは強制的な形をとつていく、そういうことを指摘してもいいんじゃないかと思ひます。

そうすると、品質管理といふのが元売が品質管理を——いま説明もいろいろ言われましたけれども、給油所というのは全然品質管理の責任がないのか、お金を払っていないから、まだ現物は元売会社のものでないことになれば、何か預っているだけで、預っているものを売っているといふようなことになつてくるのか、その品質管理の責任といふのは一体どこに出るのですか。

○政府委員(橋本利一君) 灯油が混入されるケースといふのは三つぐらいあるかと思ひます。海上輸送の場合、船ですね。陸上輸送の場合、ローリーの中で。それからもう一つはスタンドに入つて、地下で貯蔵されている段階においてやられる場合。三つあるようでございますが、やはり最後の段階で、預っているその段階では所有権はまだ移転しておらない油でも、地下タンクで混入するおそれ残るわけでございます。そういつた意味合いからいひまして、メーター売りについていろいろなメリット、デメリットはございすますが、品質管理につきましても普通のスタンドと同じように、やはりスタンドごとに品質管理者を置くべきだと思ひます。

○竹田現照君 それで、メーカーセールの問題と関連して、品質管理の責任の度合いというやつは、海上でやられようと、どこでやられようと、スタンドで売られる最終グラウンドがそこなんだから、そこでちゃんと品質管理がなされたものが、消費者の手に渡るといことが一番大事なこと、その責任が預っているからとか、どうだとかということでなくて、はっきりしたものであつてしかるべきだし、そのことが法律の趣旨でもあつてしかるべきから、その点はこれからの運営に当たつてしっかりやっていただきたい、こう思うのです。

それから衆議院の修正で、石油審議会の問題についていろいろと諸問をして云々と、こういうことを言われている。しかしこの石油審議会に消費者を代表するという委員は一人もいないですね。ただ流通小委員会に二人ほど消費者を代表すると思われの人がおられます。けれども、法律に出てくる石油審議会には一人もおられないんですよ。ですから、衆議院の審議の中で、どこまでこの運営、その内容、構成について論議があつたか承知しませんけれども、修正の趣旨からいいますと、石油審議会ではいろいろと意見を聞かなければならぬとかなんとかというの、先ほどから私が言った消費者のいろいろの懸念とか、そういうようなものも十分その中でくみ取られて、法運用の上に遺憾なきが期せられると、そういう意味合いがあつて修正もなされたものと思つていいのです。

しかしいま申し上げましたように、審議会に必ずしも消費者の意見が反映されるような形にはなっていない。したがって、この現行の二十名の石油審議会委員に消費者を代表する者を追加させるべきである、そういうふうに私は思う。そしてとかくこの種審議会には行政官庁の考え方をそのとおりにやる、まあ言うなら隠れみのの審議会であるという世評、まあ現実もそうなんですけれども、そういうものをやっぱ排除することが私は必要だ。この機会に特にこの石油審議会の構成について明確な、私がいま心配をしたようなこと

は正をされる意思というものがおありなのかどうかですね。これは大臣に私はひとつ聞いておきたいと思ふんです。

○国務大臣(河本敏夫君) ごもつともな御趣旨でございまして、今後は積極的に検討をしてまいりたいと思ひますが、現在は定員の関係で入つておりません。そこで、いまお話の小委員会に若干の代表がおりますので、審議会に小委員会の代表が出席していただきまして意見を述べていただく、そういうふうな当分の間取り計らつていきたいと思います。

○竹田現照君 確認しますけれども、二十名と枠があるから、それをふやすか、あるいは人員構成の中で将来消費者をどういうふうに入れるかは別として、そのことが実現されるまでは、この流通小委員会の消費者代表というものに出席をしてもらつて、意見を必ず聞く、そういうふうな運営をしていきたいと思います、そういうふうな理解していいですね。

○国務大臣(河本敏夫君) そういうことでございします。

○竹田現照君 ぜひそのことは直ちに実行をしていただきたいと思ひます。

それから、ことしの三月エネ庁が出しました「ガソリンスタンド及びガソリンの販売に関する諸課題とそれへの対応のあり方」において、地域環境の保全という項目で、自動車の出入りに伴う交通安全、防災、騒音防止、悪臭等の対策を十分に実施することが望ましいと、そういうふうなうたわれておりますけれども、ガソリンスタンド周辺の騒音、悪臭等についてどのような行政指導をなされておられるのか、この法律とはちよつとち外であります、このほか二、三お尋ねをしておきたいと思ひます。

○政府委員(古田徳昌君) 先生御指摘になりました三月十日の諸課題への対応のあり方によりますと、一、地域環境の保全は、基本的には、消防法、建築基準法等の規制により対処されるべきものであるが、今後、これらの規制によつては、不十分な

面が生じてくれば、適宜、所要の措置を講じていくこととする」というふうな表現になっておりますけれども、実はこの問題につきまして、初めに長官から従来のガソリンスタンドにつきましての行政指導の内容を御紹介いたしました、従来におきましてガソリンスタンド建設に当たつての行政指導の中身としまして、地域社会への環境の適応と

いうことを十分配慮して考えてきたわけでございますが、具体的には、たとえば学校の敷地境界線から五十メートル以上離さなければいけない、あるいは病院の敷地境界線から三十メートル以上の間隔をとるというふうな形の指導をやつてきていたわけでございます。

それから、現在、これも先ほど長官の御説明にありましたけれども、中小企業の近接法の指定業種にいたしまして近代化計画の策定中でございまして、その中で近代化、合理化設備に加えて騒音とか臭気とか、そういうふうな環境対策の面での防除設備の設置を、消防法の規制等と離れまして十分考えて織り込んでいきたいというふうな考へておるところでございます。

○竹田現照君 そこで、消防庁からもおいでをいたしていますが、ガソリンなど危険物の地下貯蔵タンクの点検について、消防庁の指導が昨年の法律改正とはちよつとらばに、骨抜きのおそれのあるような指導が行われているということをこの間新聞が報じておられて、おいでいただいた矢野課長の談話が出てますけれども、当分の間期限つき云々というふうなことになると思いますけれども、法律を改正をした趣旨というものが提案をされておられるんですが、提案をされた消防庁自体がよくおわかりになつておられるわけですか。それと、骨抜きと思われるようなこういう指導について、暫定のようなことを言われておられますけれども、こういうことについてどういうふうに今後対処されるのか。

また、実際にガソリンスタンドというものを監督される通産省として、消防署の指導なるものについてどういうふうにお考えになつておられるのか。

両方からひとつお尋ねしておきたい。

○説明員(矢野義郎君) 御指摘のとおり、昨年の法律改正によりまして、危険物施設を定期的に点検するといふように安全の強化を図つたわけでございます、地下タンクを有するガソリンスタンドもその対象でございます。

問題は、どういふ点からチェックするかという問題だらうと思ひますが、東京消防庁で管下のガソリンスタンドの約七〇%を指定点検いたしました、地下タンクから漏れるチャンスがあるのかどうか等を検査した結果、百四十に実はガソリンの検知口からの検知が認められる。それを徹底的に調べましたところ、地下タンクからの漏洩は一個もございせんでした。問題は、配管の連結部あるいは点検口の構造不備、地盤の亀裂等から下に入りまして検知口から検知しておるといふケースでございます、こういう実態を踏まえながら定期点検の項目も細部を詰めていきたい。どうしてもやはりガソリンスタンドは市街地にございします、周囲に影響がないように十分の注意を払ひながら点検するよう、今後も指導してまいりますので、ございしますけれども、地下タンクを空にいたしまして内部開放点検するといふのは非常に危険を伴う作業でございます、事実、過去いろいろな危険も生じたので、そういう場合に、必要性があれば当然不燃性ガスを吸入しましてやりますけれども、やり方についての装置の問題とか、あるいは方法等も十分安全確保を図る方法で検討した上、細部の点検項目を進めてまいりたい。同時に、ガソリンスタンドにおけるガソリンの取り扱いの安全基準についてもあわせて指針要領をつくりまして、そういう面からの安全も図り、漏洩あるいは火災等の発生のおそれのないように十分対処してまいりたい、かように存じております。

○政府委員(古田徳昌君) 私どもとしましては、完全を期すためにはやはり定期的な点検が望ましいといふことで考えておりますので、今後、ガソリンスタンドの営業の実態を踏まえた方法で消防庁も十分検討していただけたらと思ひますが、い

ずれにしましても、私どもとしましては、ガソリンスタンドの実態を十分消防庁の方にも御連絡しながら、適切な指導を行っていきたいと思います。

○竹田現照君 ただ、消防庁の指導では二十四時間営業のガソリンスタンドでは事実上何もできないと、こういうことを言われているわけですね。そういう点はどうなんですか、消防庁の方は。実効が上らないという……。

○説明員(矢野野義郎君) 当分の間、仕事を開始する前、あるいは夜仕事が終わったときに油の量を測定いたしまして、漏洩のないようにチェックするという指導しておりますが、御指摘のとおり、二十四時間営業のスタンドにおいては、その間の実態が把握できないということになりますので、その辺の特徴をどういふふうにおかれ安全面からとらえるかということはいま検討しておりますが、先ほど申し上げましたように、タンク自体の漏洩というものはほとんどございせんので、他の部分についての欠陥事項を常時点検するということが当分の間はカバーしてまいりたい、かように存じております。

○竹田現照君 法律の改正が昨年なんですから、具体的に通達が出されてなおかつあれがされるところというふうなことは、法律改正の段階でやっぱりそのことはしっかりしたものを持って出される必要があるんじゃないかと、そう思うんです。

それから、ことしの七月に川崎で町の中を火だるまのタンク車があって、大変住民に不安を起したという事件が報道されておりましたけれども、タンクローリーの事故件数、その対策、そういうものについて、消防庁と通産省からお考えを聞いておきたいと思ひます。

○説明員(矢野野義郎君) タンクローリーのまず事故件数でございますが、火災件数にしまして、昭和四十七年六件、四十八年四件、四十九年一件でございます。なお、火災に至らないで流出した件数が、昭和四十九年は七件ございました。タン

クローリーについては、道路を運行する関係上、いろいろな車両との衝突ということによる事故が、一番懸念されますので、タンクローリー自体の構造、たとえば転覆しても油が漏れないように保護枠を設けるとか、あるいはタンクローリーの中の油が、強度の面でタンク自体に直接影響を与えないように間仕切りを設けて、さらに防波板を設けるとか、そういう構造面での安全のチェックが一つあるかと思ひます。その点については、再三の実験を踏まえまして、構造改正をいたしたわけでございます。

さらに、油を出し入れする場合に静電着火とか、あるいはエンジン、稼働による着火等も非常に危険な状態として考えられますので、そういうことのないように取り扱ふ方法についての基準を強化しておるわけでございます。いずれにしても、構造面及び取り扱い上、両面から資格のあるタンクローリーの危険物取り扱い者が同乗いたしまして万全を図るよう、規定上もおかつ指導上も行つておるといふ実態でございます。

○政府委員(古田徳昌君) 先生御指摘の川崎市で事故を起こした車の場合は、個人経営の石油類の運搬会社のタンクローリーで、消防法の規定を順守せずに、エンジンを切らずにガソリンを抜き取つていたというふうな形の事故だったようでございますけれども、いずれにしましてはこういうことが起きないように、私どもとしましては消防庁との連絡を密にして、元売会社等に対する安全指導を十分行つていきたいと思います。

○竹田現照君 以上で私、質問を終わりますが、先ほどから申し上げましたようないろいろと消費者の懸念、それからあるいはまたこの法律がむしろ最終的にはガソリンの高値安定招来につながるんじゃないかと、あるいはまた既存業者の保護だけに終わつてしまふのではないかと、そういういろいろな懸念がございますから、その点については十分、十分過ぎるぐらゐ配慮をされるように、特にこの高値安定というふうなことはいまの物価問題等とも関連をして、灯油の前例がありま

すからね、ぜひ私はそういうことにならないようにやつていただくことを要望して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(柳田桃太郎君) 委員の異動について御報告申し上げます。

安武洋子君が委員を辞任され、その補欠として須藤五郎君が選任されました。

○委員長(柳田桃太郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後一時四分開会

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○桑名義治君 最近の産油国の値上げの動向についてまず最初にお伺ひしておきたいと思ひます。

景気回復に絡みまして、イランのバーレディ国王が、来年から石油の価格を最低一五%値上げすることを呼びかけているということが報道されております。またクウェートの石油省のナシル次官補も一〇%程度の値上げということをもた発表してある事柄が報道されているわけでございますが、十二月のOPECのカタール総会では若干の値上げがあるかもしれない、こういう見方が強いと、このように言われているわけでございますが、通産省としてはこの動きをどのようにとらえられておられますか。

○国務大臣(河本敏夫君) 昨年の十月一日からOPECは御案内のように一〇%の値上げを決めました。去る五月のインドネシアバリ島の総会では値上げ問題は見送つております。その後、いまお話の十二月のカタール総会を前にいたしまし

て、再びこの値上げ問題が非常に大きくクローズアップしまして、最近では値上げ反対派であったサウジも必ずしも反対でないと、そういうふうな意向であるというふうな説等が伝えられておりますが、要するにこの石油価格の値上げを最近見えておりますと、需給関係で値段が決まられていることよりも政治的な判断で決められている、いわゆる政治価格である。そういうことでございまして、その直前まで確たることは言うわけにはまいりませんけれども、そういう動きになりつつあると、こういうことだけはあり得るのではないかとと思ひます。

○桑名義治君 結論として、どういふふうになるかはつきりわからないというのが結論のようでございますけれども、通産省としてはこれをどういふふうな今後取り組み方をするかという、アメリカとかのかね合ひやいろいろなかね合ひがあると思ひますが、これについて政策的にはどういふふうな動きをするというふうにお考えになつていらつしやいますか。

○国務大臣(河本敏夫君) 昨年の十月一日からの値上げのときもそうでありましたが、一〇%値上げいたしましたも、油の種類によつて値段違ひますし、それから支払い方法等もそれぞれ各国皆違つておるわけでありまして、あるいはまた各石油会社でも違つておるわけでございますので、そこはそれぞれの石油会社の企業努力によりまして取引の条件を改善をいたしまして、実質は六%ないし七%ぐらいな値上げにとどまるかと思ひます。

でありますから今回、私どもは反対であります。その反対の意向を押し切つて万一反に上るということがあるかもしれませんが、そこはやはり交渉いかんで、実質はある程度低く抑えていくということも可能である、そういう企業努力というものを私は日本の石油関係業者に強く期待をしたいと、かように考えておるわけでございます。アメリカも日本以上のいまは大輸入国になつておりますので、アメリカも当然反対であります。が、現在のところヨーロッパ各国の動向はよくわ

かりませんけれども、しかし、先ほども申し上げましたように政治価格でございますから、いまのような動きがありましても、あるいはまた場合によつては変わるということも考えられるのではないかと思います、いずれにいたしましても大勢としてはやや値上げの傾向が強くなりつつある、こういうことでございます。

○桑名義治君　そこで、政府の省エネルギー対策でございいますが、昭和四十八年の石油危機のときにはガソリンの消費節約を目的として給油所の日曜祭日の休業、こういった強力な行政指導が行われたわけでございます。石油緊急事態宣言が解除されて、緊急対策本部がいわゆる資源とエネルギー

ーを大切にする運動本部と、こういうふうに現在変わっているわけでございますが、私は日本の置かれてある立場から考えますと、こういったエネルギーの節約というものは、これは常時今後も考えていかなければならない重大な問題だと思っております。ところがこういう運動本部ができましたけれども、余り運動が進んでいないんじゃないかというふうにどうしても考えられるわけでございますが、この点はどのような方向で、どのような運動を現在進められておられますか。

○政府委員(橋本利一君) たいだいま御指摘の全国のガスリンスタンドの日曜あるいは祝日における休業状況をまず申し上げますと、五十年の二月時点で八二・五％でございます。それからことしのは二月では六九・四％、最近時点の五十一年十月には七二・九％、若干取り戻したわけでございますが、当初に比べるとやはりかなり落ちておるといふことは言えるかと思ひます。御指摘のように供給の確保も非常に大切でございますが、与えられたエネルギーについて消費節約をしていく、あるいはそのエネルギーを効率的に使用していくといふことも非常に大切だと思いますし、あるいは長期的には産業構造自体を改変していく必要があろうかと思ひますが、いずれにしろ当面の問題といひましては、この運動本部を中心にいたしました、さらに国民に強く省エネルギーあるいは節約

ということを訴えていきたいと思います。

また一方、たとえば電気料金等につきまして、時間帯あるいは季節別の特約料金制度というのはい部について適用されておりますが、こういったものもやはりピーク時を避けることによつて、当初、それだけ削減できる。それに従つてまた資本費もそれだけ節約できるといったような点もございますので、そういった面から電力を節約する、あるいはピークを避けて使う場合に、それに対する経済的なリターンがあるような方向でやるのも一つの方法じゃないかと思ひまして、近く検討に入る準備を進めておる、こういうことでございます。

○桑名義治君　では、具体的なこういうふうな方向で推進をしていくという、いわゆる项目的なものはまだできていないわけですか。

○政府委員(橋本利一君) たえば従来のように、二月を消費節約月間にするとかいつたようなことに、あるいは不要不急と申しますか、使わないときには廊下の電気等を消すとかいったようなこと、あるいは工場における節約運動というものを従前どおりにやっていこうと思つてはおります。が、それにさらに消費節約を進めるための対策をさらに検討していきたい、こういうことでございます。

○桑名義治君　まあ、具体的ないろいろな方法は聞くことができませんでしたが、いまからの検討ということでございますから、この問題はこころ辺にとどめておきますが、いずれにしましても、四十八年のあの石油危機のころをもう一度思い出して、わが国の置かれている立場から、やはりエネルギーの節約について、政府が先頭を切ってこの運動を展開をしていかなければならないという時期が来ている、こういうふうに私は思うわけでございますので、その点の最大の御努力をお願いしたいと思います。

で、そこでいよいよこの揮発油問題に入っていきたいと思いますが、従来から通産省は行政指導で揮発油販売の問題は対処してきたし、また

行政指導で事足りると、こういうふうに主張を続けられてきたわけですが、ここでこういう揮発油業法という法律が提出をされたということは、いわゆるこの業界における行政指導ではもう手当てができなくなったんだと、こういう一つの認識の上に立つて本法案が提出されたんだらう、こういうふうに思うわけですが、その主なる背景を御説明願いたいと思います。

○政府委員(橋本利一君) わが省といたしまして、揮発油販売業界における過当競争を未然に防止したいという観点から、昭和四十年以来、行政指導によりましてスタンドの建設調整を実施してきている。それから四十八年の十二月以降は、さらに省エネルギーという観点に立つて調整を続けてまいったわけでございますが、やはり行政指導というものには強制力が伴いませんので、それなりの限界があるということが一つでございます。

それから、特に新しい問題と申しますか、前々からないわけではなかったんですが、最近特に著しい傾向といたしまして、灯油を混入するいわゆる不良ガソリンの発生という問題が見受けられるようになってまいったわけでございます。そういう意味合いから、ことしの春、消費者あるいはユーザーの方たちにも集まっていたきまして、スタンドのあり方についていろいろと御意見承つ

たわけてございますが、そういった過程において特に消費者サイドからのお話は、品質の悪いガソリンを売ることによって消費者に不測のマイナス影響を与えているから、これを厳に取り締まるべきであるといったような御意見も拝聴いたしましたので、そういったものを踏まえて、従来の行政指導にかえまして、法律に基づくところのガソリン業界の健全な発達、あるいはそれを通じての安定供給、あるいは品質の確保、こういう形で本法案を準備いたしましたして御審議いただいております、こういうことでございます。

○桑名義治君 この法案の案を見てみますと、大都市あるいは中都市、農村と、地域差はあるとは思いますが、いわゆる指定地域を設けると

いうふうに言われているわけです。その指定地域に設けられた分については、いわゆる登録の制限等があるやにもうかがわれるわけでございますが、この指定地域はどのような基準で決めるのか、あるいはまた、指定地域内での事業開始の繰り下げ期間、これを設けるといふふうに載っているわけでございますが、この期間をどの程度の期間に定めようと考えられておられるのか、その点についてお伺いしておきたいと思っております。

○政府委員 橋本利二君 地区を指定する要件は二つございまして、一つは販売数量、一つは過当競争の有無ということになるかと思います。

まず販売数量につきましては、全国平均の販売量を基準にいたしまして、全国をたとえば大都市、中都市、あるいは農漁村といったふうに数種の地域に分類いたしまして、その各種の地域ごとにその地域における基準販売量というものを算定いたしまして、その基準販売量よりも、その地区にあるスタンドで著しくその販売量が下回っておることということが、まず第一番の要件になるわけでございます。

二番目の方は、そういうことを前提としたしまして、その地域で過当競争が行われ、かつ相当部分のスタンドが経営が困難である、こういう実態を前提としてしまして審議会の意見を聞き、期間を定めて地区を指定する、こういうふうに手順を考えております。

で、いまの平均値は大体月間五十キロリッター程度でございますが、地域ごとなどの程度になっておるかというのは、さらに調査の上で考えていきたいと思っております。

す。かといって、何年ぐらいが適正かということ
は、その地域の事情に応じて判断することになる
と思いますが、たとえば五年以上といったもの

○政府委員(橋本利一君) 先ほどお答えいたしましたように、行政指導というのは限界があるわけでございますので、幸いこの法案が成立いたしましたとして施行することになりますと、従来の行政指導というものはやめるといふ方向で考えております。

それから、枠を設定するかどうかということでございますが、これにつきましては、一つには供給計画で五十五年度まではガソリンは大体年率四

・九%で伸びるだろうというふうに見ておるわけ
でございますが、この伸び率を新しいスタンドで
カバーをするのか、それとも既存のスタンドにお
ける一店舗当たりの売上量、販売量がふえていく
という形でカバーするのか、これはその地域によ
ってあるいは需給事情によっていろいろと変わっ
てくるだろうと思います。

そういった意味合いから一定の枠と申しま
すか、そういったことをあらかじめ設定すること
は非常に困難じゃないかと思ひますし、かたが
た、現在は全国ベースで考えておるわけござい
ますが、今回のこの法案では、先ほど御指摘の
ございました指定地区内において若干の建設調整
をやるということになっておりますんで、そうい
った意味からも、全国的な意味での枠の設定とい
うことは必ずしも要らないんじゃないかという
ふうに考えておるわけでございます。

○桑名義治君 開業するために大きな投資をし、
準備を整えたところで登録拒否ということが起
り得るだろうかどうだろうかというふうなちょ
と疑問があるわけですが、この点はというふう
にお考えですか。

○政府委員(橋本利一君) 登録の申請は、本法案
の第三条によりまして、揮発油販売業を開始す
る前に行う必要があるわけでございます。したが
って、現実にはさようなことがあつては困るわけ
でございますが、反面、中には指定地区というもの
を告示することによりまして、かりそめにも
むだな投資準備をして、結果として建設調整の
憂き目に遭うといったことのないように、運用面
でも配慮したいと思ひます。

○桑名義治君 そこで、もう一点特にお聞きして
おきたいのは、現在のエッソ、モービル等に見
られる委託販売形態のガソリンスタンドが大変に多
いというふう聞いておりますが、これは、まず
最初に軒数はどのくらいあるのか、お聞きをして
おきたいと思ひます。

○政府委員(古田徳昌君) ただいまお話のござい

ましたマネ・プラ方式による給油所の数はエッソ
関係で二百八十四になっております。

○桑名義治君 この販売形態の経営は過去から苦
しい経営内容で、相当数の運営者が借金を抱え、
あるいは運営をしておつたけれども、交代をし
た、あるいは倒産をした、半数近くもこういう形
になっておるわけでございますが、この委託販売
の形態を、通産省としてはどのようにとらえられ
ておられますか。

○政府委員(古田徳昌君) エッソの全体のガソリ
ンスタンドの数は二千七百六十一ございまして、
したがって、ただいま申し上げましたマネ・
プラ方式によるスタンドはその約一割という形に
なっております。

それから、このマネジャー・プラン方式によるガ
ソリンスタンドにつきましては、四十五年に国会
でも議論の対象になって、いろいろと問題点が指
摘されたこと記憶しておりますが、これにつきま
しては、エッソ側がその強い経済力で非常に不当な
契約内容にしているというふうなことで、通産省
としまして、問題を指摘されました諸点につ
きまして、その改善のために努力いたしまして、四
十六年一月に新しい契約内容に改正して、それ
に基づいて現在経営しているわけでございます。

このようなマネジャー・プラン方式につきま
しては、メリット、デメリットいろんな問題があるか
と思ひますが、たとえば基本的には、資金力に乏
しい有為な人材に對しましていろいろと機会を与
えるというふうな面もあるかと思ひます。それ
によりまして、元売会社とマネジャーの相互協力に
よりましてすぐれた石油製品とか、あるいはサー
ビスを一般消費者に供給するといふような面があ
るわけでございますが、反面先ほど言いましたよ
うなマネジャーの地位を不当に圧迫するといふよ
うな問題点も生じがちでございますので、その点
につきまして関係者の話し合いを十分、これは昭和
四十五年から六年にかけてでございますが、さ
まじして改善に努めていたところでござい
ます。

今後ともそのような事態をもし生じましたならば

私どもとしても十分指導を行つていきたいとい
うふうに考えております。

○桑名義治君 まあ非常に改善をされたような意
味のお話がございましたが、この「サービス・ス
テーション・マネジャー・プラン契約書」、この
中身を見てみますと二十一条あたりになると、
「甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場
合は、何ら催告を要せず直ちに本契約を解除するこ
とができる。」、このメーカーから、いわゆるエッ
ソから石油とらないで、よその業者から石油をと
った場合には理由の有無を問わずに本契約を催告
もせず解除するといふような、こういう契約内
容になっておるわけですね。そうすると改善を
された、改善をされたとは言ひながら、これは不
当に圧迫をされていると言われても決して言い過
ぎじゃないと思ふのですがね。まだほかに項目で
いろいろ不当な項目がたくさんあるわけですよ。
一例として一番これはひどいと思つた項目をい
ま一つ読み上げてみたわけですが、こういう点に
ついてはどのようにお考えになつていらつしや
いますか。

○説明員(宇田川治吉君) 先ほど部長からお答え
申し上げましたように、四十五年当時問題にな
つた後でマネジャー・プランの契約の相手側であるマ
ネジャーの方々の、いわば協議会というふうなも
のが当時できまして、エッソとの間でいろいろ、
できるだけ対等な契約内容にしようといふことで
話し合いが行われました。通産省としても当時そ
ういふ方向で指導をいたしたわけでございます。
それでその際、従来からございましたものとの
対比で一つ、二つ、その改善された例を申し上げ
ますと、「エッソ、マネジャー相方の権利義務を
互に尊重し、相互協力のもとで円滑な運用を計る
ことを目的として運用規定を具体的に規定」する
といふようなこと、あるいは従来、不良勘定の処
理につきましては、不良債権はいわゆるマネジャ
ーの責任になつておつたといふことにつきまし
て、新しい、新々契約書というふうに称しており
ますが、新々契約書におきましては善良なる管理

者義務の遵守事項ということを明記いたしまし
て、その場合には不良勘定は全額がエッソ側が負
担するといふような規定を設けたといふような幾
つかの改善が見られたといふふうに承知いたして
おります。

それでその結果、当時三百件ほどございました
マネジャー協議会の方々は大体これで結構でござ
います。こういうことで通産省にも御報告をいた
だきまして、現在そういう形で運営をされてお
りますが、なお先生の御指摘のようなことで、まだ
不平等な契約関係になっているといふようなこと
で問題を提起しているマネジャーの方々も現実に
いらつしやいますし、それから私の承知している
限りでは数件、訴訟にも係属してなつていてとい
うふうに聞いております。いづれにしましても、
私どもの先ほど部長が申し上げましたように、そ
ういふ問題が起りました際に両当事者を呼びま
して、適時の指導なりを図つていきたいというふ
うに考えております。

○桑名義治君 こういう契約方式、いわゆる委託
販売方式、このガソリンスタンドは本法の適用は
受けるのかどうか。受けるとするならば、販売形
態でいえば、おたくからの説明書があるわけだ
が、これの特約店あるいは二者、三者、直営、ど
こに属するようになるわけですか。

○説明員(宇田川治吉君) このマネジャー・プラン
方式によりましてガソリンスタンドにつきま
して、登録の対象になるというふうに考えており
ます。

それではその場合、登録を申請する者あるいは登
録の対象となる者はいずれであるかという点につ
きましては、この契約書を額面どおりに読みま
すと、いわゆる委託販売契約方式になってお
る、マネジャーとしてはエッソの指示によって販
売を行つていくというふうな形でございます。
で、そういう観点からいたしますと、むしろエッ
ソが直接その登録の申請当事者になるというこ
とも考えられますし、また内容あるいは実態をお聞

きたいしますと、そうではなくてガソリンの売買関係がある、一応ニッソからある金額で引き取りましてそれを売るといふふうな関係もあるといふふうにも聞いておりますし、そういう点で申しま

す、むしろマネジャーが直接登録の当事者にな

るといふふうなようにも解されます。いずれにしても、複合した契約でございますので、契約の内容

容及び実態というものをもう少し詳細に調査をいたしまして、登録の対応関係ということを決めてまいりたいといふふうに考えております。

○桑名義治君 いまの御答弁では、最初にこの本法の適用を受けるという、こういういま答弁があ

ったわけですね。で、その後のいろいろな説明関係から、いわゆるエッソと結ぶか、あるいはまた

いわゆるマネジャーと結ぶか、その登録の当事者をどっちにするかということは今後の課題として

研究するといふふうな最終的な結論がそうなつち

やつたわけですがね、答弁は、そういうことですか。

○説明員(宇田川治宣君) 御指摘のとおり契約、単に契約事項だけではなくて、契約の実態をよく調査いたしました上で、申請当事者ということ

を最終的に調査し確定してまいりたいといふふうに考えております。

○桑名義治君 そうすると、この本法がいわゆる適用を受けるようになってから、発効してから即座にいわゆる登録申請をやった場合には、おた

くの方は受ける準備はあるわけですね。

○説明員(宇田川治宣君) 本法におきましては、附則第一条におきまして、幸いにして本法が制定

公布された際におきましては、公布の日から六ヵ月以内で施行の日を政令で定めることになってお

ります。したがって、私どもとしてはそういう若干の猶予期間というものを有効に使用しまして、そ

の間精力的に各種の調査なり実態なりを調べて、施行される期日までの間に申請者を確定しておく

ということを進めたいといふふうに考えております。

○桑名義治君 そうしますと、こういう契約を結

んでいるところですね、給油所については何ら本法適用については支障はないと、こういうふう

に理解してもよろしいでしょうか。

○説明員(宇田川治宣君) 事態が混乱に陥らないように、事前に十分調査し、確定していきたいとい

うふうふうに考えております。

○桑名義治君 この委託販売方式は、契約の内容から見て販売業法との間に幾つかの疑問や非現実的なものが見られるわけですが、エネルギー庁

は、複数の仕入れ先によって系列強化ではない理由としておられますけれども、この契約では仕入

れ先の選択権は全くないわけですね。その元売の意に反した場合、供給の停止あるいは登録の拒否

につながる重大な問題を含んでいる、こういうふう

に考えられるわけですが、委託販売方式でも選択権はあるのでしょうか、どうでしょうか。契約の内容と、いわゆるエッソと契約の内容と、それからこの法律との競合関係が生まれてくるんじゃないかというふう

に考えられるわけですが、その点の矛盾をどういうふうにとらえられておられるのですか。

○政府委員(橋本利一君) 御指摘の点は、やはり契約当事者相互間の問題と、われわれが御説明いたしております系列化を避けるための複数でも結構だとい

うことは別の問題ではなからうか。この法律で言っておりますのは安定仕入れ先が複数であってもよろしい。逆に言うと、当該スタンドが好むならば特定の

一社でもよろしいと、こういうことになるわけでございます。

それからこちらのおっしゃる委託契約の方も、本来、やはり契約というものは平等の原則に立ってやらなくちゃいけないわけですが、御指摘のよう

なようなそういった不平等な契約になっているということは、第一義的にはやはり当事者間での話し合いと申しますか、われわれとしてはそういう話

し合ひを要する必要があるかと思ひますが、やはり契約自由の原則からいたしまして、第一義的には当

該契約当事者がそういった不平等を是正するため交渉というものをやるべきではなからうかと思ひ

ます。そういった意味合いにおきまして、われ

われが仕入れ先が複数でもよろしいと言っている

ことと、たゞいま御指摘の、販売委託契約との関係には私

には事実上乖離はないといふふうな思ひわけ

でございます。

○桑名義治君 本法を提出されたその趣旨という

立場から考えまして、いまの御答弁にもありまし

たが、この問題と契約の問題は別だと、こういう

ふうにおっしゃっておられます。しかしながら、この契約の中身というものは非常に不平等にでき

上がっておりますことは事実です。

そこで、委託販売形態のガソリンスタンド経営

者は本法によってさらに強い元売の支配力が出て

くるんじゃないやからうかといふふうな考えられる

わけですね。で、販売数量の増強要求、それから支払

い済度の短縮、契約の解除権の乱用と、いまま

で以上の圧力が出てくるおそれがあるわけござい

ますけれども、業者では非常にこの点を心配して

いるわけですね。したがって、この心配を取り除く

ために、このような委託販売形態の業者に何

かのいわゆる指導を強化すべきだろ

うというふうな考えをしておりますが、通産省としては

どのようにお考えですか。

○政府委員(橋本利一君) 御指摘のよう

なように、指導したいと思ひます。

○桑名義治君 この問題を解決するために、どう

してもやはり「サービス・ステーション・マネ

ジャー・プラン契約書」といふ、こういう不平等な

契約をすることからまず脱却していかなきゃな

らないと思ひますが、これはまたもとに戻るよ

うで恐縮でございますけれども、こういうたい

ゆるスタンドの契約について通産省としては今後

どういふふうな態度で臨みたいといふふうにお

考えになっていらっしゃるんですか。

○政府委員(橋本利一君) こういう委託契約とい

うものは、見方によりましては、と申します

は、資金力のない人がこういった石油販売業に従

事したいといふような、力はあるが資金がない

といったような場合には非常にプラスに働くだ

らうと思ひます。あるいはそういった旺盛な気持

で販売に当たれば、それだけまた消費者にも

プラスになるかと思ひますが、ただ問題は、いまお

っしゃる不平等の問題だと思ひます。この点につ

きましては、私企業と申しますか、両当事者の

契約の問題でございますので、第一義的に政府が

これに介入するといふことはやはり適当でなから

うと思ひますが、ただ、そういった状況に

応じて不平等のサイドに立つておるガソリン

スタンド業界の方から指導なりを依頼して

きた場合には、それに力を出す方向で是正して

まいりたいと、かように考えるわけござい

ます。

○桑名義治君 確かに御答弁のように、一企業の

問題、契約の問題といふふうにとらえてい

けば、そういうふうにとらえられないこと

はないと思ひます。しかし、こういう法律が

でき上がる以上、この法に即した、いわ

ゆる日本全国のガソリンスタンドという全

体の枠の中で、やはり方向性というものを

ある程度通産省としては定めていく必要

があるんじゃないか、こういった立場から

見た場合に、こういう不平等契約という

ものは思わしくない、好ましくない、こ

ういふふうな考えをしておりますが、その

点どうでしようか。

○政府委員(橋本利一君) ケースにもよる

だろうと思ひますが、場合によつてはやはり

その不正取引に該当するようないわゆる優越

的地位を乱用したといったようなケースで

あれば、われわれとしてやはり独禁法と申

しますか、公取の方で直接規制するとい

うこともあろうかと思ひますが、私

たちの方としては、そういう点、公取とも

よく連絡をとりながら指導してまい

りたいと、かように考えております。

○桑名義治君 継続的購入先を登録を

させる、一方においては臨時的な取引、

いわゆるスポット買ひも認めていると、

その理由はどのような理由なん

ですか。また、大半をスポットで仕入

れてい

れば

登録拒否の対象と言うが、その限度、基準というものをまず示していただきたいと思ひます。

○政府委員(橋本利一君) 安定供給のための安定仕入れにつきましては一部スポット物と申しますか、必ずしも確定的でないものでもよろしいというように考えておりますのは、一つはやはり、完全に一〇〇%安定購入する場合に比較して、フリーチョイスの範囲が残っている方が元売なり特約店との関係において、自由な立場を維持できるんじゃないかならうかという考え方と、反面、三分の二まで安定仕入れできるならば、本法のねらいとしておる安定供給も可能であらう、こういう両面から考えまして、一部フリーを認めておる、こういうこととでございます。

その安定度合いをどの程度にするかということでございますが、本法案と同種と言つてはなんでもございですが、液化石油ガスの場合に、販売予定量の三分の二について安定確保仕入れができるならばよろしいということになっておりますので、本件についても大体三分の二程度を、安定仕入れ先が保証されるならばまずまずよろしく、こういう考え方に現在立っているわけでございます。

○桑名義治君 仕入先の変更は、その届け出は不要とおられますが、登録は当初だけの形式に終わってしまうのじゃなからうかという一つの疑問もあるわけですが。

さらに、仕入れ先は一社に限定せず、数社でもよいと、こういうふうになつてゐるわけですが、一般のスタンドが複数の仕入れ先を記入することは現実には可能なことであらうかどうかということなんです、その点はどうかというふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(橋本利一君) 先ほど来申し上げておりますように、複数の卸売あるいは特約店との契約というのを前提としておりますが、これはやはり必要以上と申しますか、固定化した系列関係にならないように、そういったことを排除しようという配慮からでございますが、今度は、現実的に複数の仕入れ先を確保できるかどうかという問題

でございますが、これはガソリンにつきましては、元売あるいは特約店等におきましては、それらの方にやはりウェイトを置いていこう、自分のシェアを広げていこう、こういうのが一般的な動きでございますので、そういった線からは、少なくとも元売業者にとつては自分のシェアを拡大するという方向ではプラスになるわけでございまして、まずまず複数の仕入れ先を確保するということは可能であると考へておるわけでござい

す。ただその場合に、一部の卸あるいは特約店の中で、他と協調していじめるような形で、仕入れ先になることを排除しようというような動きがある場合で、これはもう厳にわれわれの方としても指導してまいりたいと思つておりますから、まず複数の仕入れ先は可能だと思ひます。

○桑名義治君 いわゆるマークがえは、多額の手当が出たり、卸価格を下げたりして、不当に石油業界を混乱をさしているわけですが、これは、石油元売会社の駆け込みによるいわゆるシェアの拡大を目的としたもので、石油販売業者に対する元売の不当な系列支配ではないかというふうに一応考へられるわけですが、石油販売業者の仕入れ先の選択に際し元売の妨害を排除するような規定を設ける必要はないかというふうにお考えのわけですが、その点はどのようにお考えですか。

○政府委員(橋本利一君) 御指摘のように、昨今転籍するものがふえてきておるわけでございまして、これはいろいろ理由があるかと思ひます。経営困難になつてマークがえをせざるを得なくなつたものもあらうかと思ひますが、一方、やはり御指摘のように四十八年の十二月以降、原則として新設を抑制するような方向で指導しておりますので、そういったところから、元売がシェア拡大のために既存のスタンドのマークを自分のと書きかえさせるといったわけではないかと思ひます。問題として考へられないわけではないかと思ひます。そういったところから、できるだけ早くこの法律が施行されることによりまして、そういった転籍と

いったような方法でなく、秩序正しいスタンドの建設が行われるようにいたすべきだと思ひます。ただその転籍について、これを一般的に規制するということはいかかと思ひます。

ただ、その流通秩序を不当に混乱させておるとか、あるいは市場支配的な意図を有するものにつきましては、これは好ましくないわけではございまして、そういった元売業者に対しては、十分指導をやつていかなければいけないかと思ひます。ただケースによりましては、独禁法の不正取引に該当するような場合、これはもう現行法で十分対処できるわけでございまして、そういった趣旨を体して、私たちといたしましては、さういふことのないように指導してまいりたいと思ひます。

○桑名義治君 業転玉の発生原因は大体那辺にあるのか、またこの法律が施行されたらさういふものはなくなるといふふうにお考えになつていらつしやるものか、この点についてはどうでしょうか。

○政府委員(橋本利一君) 御承知のように、現在石油業法に基づきまして石油供給計画というものをつくつて、需給を適正に調整しておるわけでございまして、これは何分全国ベースと申しますか、マクロベースのものでございまして、その間にこういった業転玉が発生しておるわけでござい

ますが、これはやはり精緻のギャップと申しますか、ガソリンが採算油種であるところから、できるだけ多くこれに依存していきたくといった風潮があるわけで、ややもすると過剰生産に陥る。それは地域的に、あるいは企業によつて、あるいは時期によつて違ふかと思ひますが、さういったマクロに対してミクロ面での一時的な現象ということとございまして、これに對しましては、われわれといたしましては本法案の第十九条によりまして、値段が著しく下がつておる場合はございまして、末端の揮発油販売業者に対する是正勧告だけでは問題が解決しない。かつ必要とおぼしき場合には、その原因者である元売あるいは特約店までさ

かのぼつて是正勧告をするというふうな形で考へております。それから、こういった法案をあわせまして、別途やはり元売業界における再編成の努力というものが續けていかなければいけないと思ひます。そういった面々相まって、こういった業転玉というものの発生を未然に防止していくということが必要かと思ひます。

○桑名義治君 さうしますと、安売りの原因となつてゐる業転玉というのは、採算の高いガソリンに依存する元売に大きな原因がある場合が多い、結局供給過剰となり乱売、業転押し込み販売、こういったのが実情であるために、元売にも適正ないわゆる行政指導をしないと、さういふふう

に理解していいわけですか。

○政府委員(橋本利一君) それは御指摘のとおりでございます。

○桑名義治君 いわゆる無印スタンド業者は、本法案の設定によつて自分たちの営業が脅かされるんじゃないかならうかというふうな意味合ひで、この法案に反対をされておつたのではないかと思ひますが、通産省としてはこれらの人々の意見というものは十二分に聞いたのかどうか。

また仮に、無印スタンドの業者が不当に排除されることはないというふうなお話ですが、念のため何も出てきてゐるわけでございまして、念のためにもう一度その点をお伺ひをしておきたいと思ひます。

○政府委員(橋本利一君) 本年の一月から二月にかけてまして、ガソリンスタンドをめぐる諸問題につき、関係各方面から意見を聴取したわけでございまして、その段階におきまして、無印スタンドからの要望意見も出ております。それから、石油審議会の流通小委員会が検討をしておる段階、あるいはその後原案作成の過程におきましても、無印スタンドから単独に、あるいは集団で直接面会を求めてきております。さういふ段階で担当の部長が応接し、それぞれの懸念される点についてこちらの考え方をよくお話ししておるというふう

それから、無印スタンドについて排除しないのかというお話でございますが、これは無印だからといって区別することではなく、この本法に定めるところの品質管理能力があり、あるいは安定供給能力があるかないかというのを、無印ならざるスタンド業者と同等のレベルにおいて判断する、こういうことでございます。

○桑名義治君 本法案のいわゆる項目の一つとして、品質保証が大きな一つの要件になっておるわけですが、今日までの不良ガソリンの発生の理由は大体どこら辺にあったのか、あるいは粗悪品認定の基準はどこがするの、それからその防止体制は今回の法規制で十分可能なのかどうか、この点について伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(橋本利一君) 粗悪ガソリン発生の最もたる原因は、ガソリンが他の石油製品に比べて割り高であると思ひます。税金を入れてみますと他の油より六万円から六万五千円ぐらい高いんじゃないか、そういった状況からいたしまして、灯油を混入して粗悪ガソリンをつくるといったような動きがあるわけでございます。これの実態は流通過程が複雑でございますので、海上あるいは陸上輸送の過程で、あるいはタンクに入れてから灯油などを混入することだと承知しておりますので、特にその末端のスタンドにおいて、品質管理者を置いて十分その品質の確保を図りたい、こういうことでございます。

それから、粗悪な揮発油の基準につきまして、いま申し上げましたようなところから、灯油の混入率でもって判断する、そういうことになるかと思ひます。

○桑名義治君 十六条に「技術上の基準に適合する分析設備を使用して揮発油の分析をせなければならぬ」というふうになっておるわけでございますが、この分析設備というのはそれぞれスタンドごとに恐らく置かれるのではなからうかと思ひますが、その分析はどの程度分析すればいいかということなんですが、回数なんですね。たとえば、新しい揮発油が来た、ガソリンが来

た、そのときに分析をするのか、そのたびごとに分析をするのかどうか、そこら辺をお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(古田徳昌君) 第十六条に掲げてあります分析設備は、これは各ガソリンスタンドごとに必ず持たねばならないということではございません。各スタンドごとに持つて利用しても結構でございますし、それから数軒が共同で利用するという形でも結構だというふうになっております。それからこの分析設備は、ガスクロマトまたは蒸留方式というふうなことになるかと思ひますけれど、その設備につきましては現在私どもの方としてもなお検討中でございますが、三十万ないし五十万程度のものになるかと思ひます。

それから、分析の回数でございますが、これは現在のところ私も週に一回ないし二回という程度のことで検討していきたく思ひております。

○桑名義治君 石油協会の事業内容をちょっとお聞きしておきたいと思ひますが、それと、本法の品質検査がなされた場合、石油協会の品質検査との関係はどういうふうにとらえていけばいいんでしょうか。

○政府委員(古田徳昌君) 全国石油協会の事業概要を御説明しますが、石油協会に對しましては四十九年度、四十八年度及び五十年で二十億円の国からの補助金が出ておまして、その補助金を基金として、その運用益によって各種の事業をしていくわけでございます。その事業内容としては、品質の保全対策事業として品質検査、それから品質検査方式の研究開発といったふうなものをやっております。それから、環境対策事業として、産業廃棄物の処理計画につきましては各種の検討、それから廃油処理関係で関係者の意識を高めるためのポスター作製配付といったふうな事業。それから、調査統計事業としてガソリンスタンドの実態調査を必要に応じて講じてやるというふうな各種の事業を行っております。その中で一番中心となります事業は、先生も御

指摘なさいましたがガソリンの品質検査でございます。これにつきましては、昨年の例で申し上げますと、一万九千八百九十五軒のガソリンスタンドを検査しております。で、それにつきましてまずパーバークロマト試験を行い、その不適合なものにつきまして蒸留試験を行うということで、昨年の事例で申しますと、ただいま申し上げました総数の中で最終的に八十六件が不適合というふうな結果が出ております。

○桑名義治君 そうしますとあれですね、本法の施行に当たって、個人的にそれぞれのガソリンスタンドが分析することも可能だし、あるいは数軒のガソリンスタンドがいちつの分析機械を通してこういう検査結果を常備しておくということも必要だし、それに加えて石油協会の検査もまたあり得る、こういう二重の検査が加ふると、こういうことになるわけですか。

○政府委員(古田徳昌君) この法律に基づきます品質検査は、いわば自主検査といひますか、自分で毎日いたしますか、各ガソリンスタンドごとに販売しております揮発油の品質をみずから十分把握しておく。で、不良ガソリンを売らないように注意するというところにねらいがあるわけでございます。それをさらに担保する形として、この石油協会のいわば第三者による抜き取り検査といたしたうな方式で各ガソリンスタンドの自己検査、自主検査といったものの効果をさらに高めていきたいというふうなことでございます。したがって品質の管理が十全に行われると考えておりますし、この石油協会の抜き取り検査といひますか、品質検査につきましては、今後とも拡充をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

りますとキロリットルが九万円前後、一般代理店価格がキロリットルが九万五千円前後、それから委託販売店はキロリットルが約十万円以上と、この数字が物語っておりますように元売からの仕入れ価格だけで一〇%以上の大きな差があるわけですね。で、著しく異なる価格——リットル当たり五円から十円の差があれば価格を考慮する必要があると、こういうふうな一般的に言われているわけでございますが、このような販売形態の違いによる仕入れ価格の差をどういうふうにかけるのか、また元売は勧告の対象になるのではないかと、こういうふうなわれわれは考えるわけでございますが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(橋本利一君) まず申し上げておきたいのは、十九条の価格は正の場合に、たとえば企業努力によりましてそれだけコスト低減できたものを消費者に返すと、還元するということとはむしろこれは歓迎すべきことであり、またそういう方向であつてほしいと思ひておりますが、問題は、業転玉といったような一時的な需給のアンバランスから押し込み的に販売されて、それが業界全体の秩序を乱す、ひいては消費者の利益も害する、こういったものを排除したいというのが十九条の思想でございます。したがって、いま御指摘の取引形態の差による価格の差というものはそれぞれによってやっぱり実態も違ふのではなからうかと思ひますので、そういったよく実態を詰めた上でじゃないかと、直ちにそのまま十九条の発動対象になるということではないんじゃないかというふうに考えておるわけでござい

ます。

○桑名義治君 終わります。

○加藤進君 この法律の目的として、揮発油の安定供給を確保する、そのためにガソリンスタンドの乱設を規制する、こういうことが法案の趣旨になつておると思ひます。

そこでお尋ねしたいわけでございますけれども、実際にガソリンスタンドの乱設がこれで規制できるのかどうか、実効ある規制がこの法案によ

って可能かどうか、その点の確信ある御答弁をまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(橋本利一君) 本法の目的の一つが、安定供給にあるわけでございます。その安定供給を乱すと申しますか、過当競争の原因はスタンドの乱設にあるというふうに現状を認識いたしました。て、本法案におきましては、スタンドの建設について若干の調整を行う。具体的には、あらかじめ石油審議会の意見を聞いて、定めましてその指定地区内におきましてスタンドが設置される場合に、一定の要件に該当する場合には事業開始の日を繰り下げるとか、あるいは設備の縮小を指示するとか、そういった目的達成のための必要最少限の措置をもって乱設を防止したいと、かように考えておるわけでございます。

○加藤進君 私、この懸念するところは、いま答弁されたような方策によって、果たして乱設そのものを規制できるかどうか、実効ある規制ができるかどうか、こういう懸念なんです、この点はまた後々問題を残しておきたいと思ひます。

そこで、この法案が成立、施行される場合に、あの石油危機以降降けられてまいりましたガソリンスタンドの増設規制というのは解除されることになるのかどうか。

もう一つ、石油危機まで実施されてまいりました元売ごとのスタンド建設と云うものはどうなるのか。これも廃止されることになるのかどうか。その二点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(橋本利一君) 行政指導にやはりおのずからの限界がある、強制力を伴わないという点から限界という点も意識いたしております。そういうところから本法案を提出いたしました一つの理由でございますので、幸い可決成立いたしました。この場合には、従来の行政指導はやる方向で検討するということになるかと思ひます。

それから、元売ごとに枠を設定するかどうかというお話でございます。今後のガソリンの需給見通しにつきましては、石油供給計画では、五十五年度まで毎年四・九%で伸びていくというふう

に推計されておるわけでございますが、その四・九%年率の伸びをガソリンスタンドの数でふやしていくのか、それとも一店舗当たりの販売量が增加していくのか、このあたりの判断は非常に地域によって違ってくるかと思ひます。

それからいま一つは、本法案で考えております建設の調整につきましては、全国ベースではなくて地区を指定いたしまして、その地区の中において一定の要件を充足する場合に、先ほどの御質問のような建設調整をやる、こういう構え方になっておりますので、従来のように枠を設定するということとはまず必要はないんではないかろうかというものが現在時点での考え方でございます。

○加藤進君 そうすると、石油危機以来とてきた行政指導の面についてはこれをともかく行わない、もっぱら本法案の実施に待つ、こういう趣旨だろうと考えています。そうすると、第六条第一項、第二項による一定の規制はともかくあるにしても、ガソリンスタンドの建設は、登録さえすればその規模はともかくとして自由にできる、こういうことが言われるのじゃないでしょうか。

○政府委員(橋本利一君) まず一つは、登録拒否要件に該当しない場合には第一次的にはパスするということになるかと思ひます。ただ、先ほど申し上げました指定地区内で建設する場合には——指定地区と云うのは、本来、平均の販売量よりも著しく下回って多量のスタンドの事業継続が困難であると、こういう地域でございますから、その地域では、先ほど申し上げておるところの営業開始の日の繰り下げとか、あるいは設備規模の縮小といったような指示の対象になることはあり得ると、こういうように御理解いただきたいと思ひます。

○加藤進君 その点は理解した上で、なおかつ開設しようとする日には若干延びるかもしれない、考えていたとおりの規模ではないかもしれないけれども、とにかくガソリンスタンドのいわば開設は可能だと、こういうふうに理解すべきでしょう。だとするならば、石油会社の油の種別、単位当

たりの利益という点から考えてみますと、言うまでもなく、ガソリンは他の油脂に比べると、その額においてもまた利益においても、圧倒的に高いことは言うまでもないわけでございますが、常日ごろ収益の悪さをいつも宣伝しておるのが石油会社の状態でございますが、利益を上げるとなればどうしても可能な限りガソリンをたくさん、みずからのシェアを広げる、こういうことが企業意思として今後とも働いていくということは、これはまあ当然なことだと認めざるを得ないと思ひます。

さらに、石油危機以降行政指導で建設が中止されてきたものがその規制を外されるわけですから、スタンド建設も拍車がかかることもまた予期しなくてはならぬと思ひますけれども、その点について重ねて御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(橋本利一君) ガソリンが、数ある石油製品の中で採算油種だと言われております。そういうところから、御指摘のようにガソリンへの依存度が高まってくるといふ御判断も必ずしも間違いじゃないと思ひます。また、実態はそういう方向に動いているんじゃないかと思ひます。が、従来の行政指導を外し、この法律によることによつてむしろ増設に拍車がかかるんじゃないかという御指摘でございますが、これにつきましましては、やはり地域ごとの需給事情によつてその趣も異なってくるんじゃないかと思ひます。

この法律は本来登録制でございます。直接規制するといったような許可制あるいは免許制をとつておりませんので、そういう御指摘の点もあろうかと思ひますが、また反面、消費者に対する利益の保護という問題もございまして、あるいはニューカマーの扱いの問題もございまして、さらにスタンド業界における合理化、近代化のための自助努力ということもやはり要請しなくちゃいけない。そういうこともを絡めて考えますと、やはり本法案のような規制の仕方、目的達成のための必要最小限の規制ということも私たちがいたしましては妥当なものではないかと思ひます。

ただ、毎々繰り返すように恐縮でございますが、企業の数あるいはスタンドの数はきわめて多く、かつ中小企業性の強い業種でございますので、そういう実情もよく認識しながら法案を運用してまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

○加藤進君 私がこの点についてあえて申し上げたいのは、乱設を規制するという措置は決して悪いとは言いません。しかし、それを末端のガソリンスタンドに登録させる等々の措置をもって規制をすることよりも、むしろ元売等々の大資本が鋭意ガソリンを中心として販売競争に乗り出してきておるのが現状でございますから、その面についての規制を行うということを抜きにしたら、この法案はまさに一部しり抜けの状況が起こってくるのではないかと、そういう点を私は指摘したわけでございますけれども、この点について通産大臣どうお考えになるでしょうか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(河本敏夫君) 五万三千ばかりガソリンスタンドがありまして、三万数千の業者がありますが、このうちの中小企業は大体八四・五%になつております。一部には、いまお述べになりましたような傾向もありますが、大勢としては影響はない、特に商社などは卸の段階が多いのではないかと、こう思ひます。

そういうことでございますから、今後とも気をつけてはいますけれども、まだ新規参入を許可しないとか、あるいは系列化を何かの形で取り締まるとか、そういうことをする必要はないのではないかと、こう思ひます。

○加藤進君 この点は大変お頭を悩ましておいていただきたいんですけれども、私はそういう意味の具体的な措置、そのことについて反対しているわけではなしに、しかしこの法案の目的や趣旨から見れば、本当の規制というものは末端のガソリンスタンド業者ではなしに、元売、大メーカーのところを目標にいかなくてはならぬのではないかと。その点の私は指摘を申し上げたわけでござ

います。
続いて価格の問題について若干触れたいと思ひますけれども、第十九条の一項に言う「標準的な販売価格」、これはどのようにして定められるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(橋本利一君) 十九条で言っております「標準的な販売価格」と申しますのは、必ずしも全国を通じての平均価格と、こういつたことではございませんで、需給の実態を反映いたしまして現実、ただいま市場において形成されておる価格と、こういう解釈でこの用語を使ったわけでございます。

○加藤進君 販売価格が、標準的な価格に比べて著しく高いという場合には改善勧告がなされるわけですね。たとえば、単に高いから引き下げなさいというのであるか、その地区の標準的な価格は幾ら幾らであるから、したがってその線まで下げるという具体的なやはり指導があるのか、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(橋本利一君) ただいま申し上げましたように「標準的な販売価格」というのはその都度判断するわけでございますが、その価格に対して仮に一割なり二割なり高い場合には、個別に、その時点における標準的な販売価格まで引き下げするように個別指示いたすことになるだろうと思ひます。

○加藤進君 先ほどの御説明でも、標準的な価格と言つけれども、結局はその地域における実勢価格、こういうところに落ちつくのではないかと思ひますが、その場合に、たとえばカルテルなどによる高価格がその地域に存在していても、それを認めることにはしないか、こういう懸念がありますけれども、その点はどうでございますか。

○政府委員(橋本利一君) 著しく高い場合と著しく低い場合で、勧告の要件が違つてきておるわけでございます。先生いま御指摘のは著しく高い場合のことでございますので、その地域の土地の地域要件はかかつてまいりませんで、むしろ需給

の実勢を反映した価格を、一応その時点での標準的な販売価格というふうにいたしまして、それよりも仮に二〇%高い場合には二〇%下げなさいと、こういう指導をするということでございます。

○加藤進君 しかし、その地域地域の状況を考え、その地域においてつくられるいわば標準価格というものの対してどれだけ高いか、あるいはどれほど過分に低いか等々のことが判定されるわけだと思ひますけれども、そういう点違いますか。

○政府委員(橋本利一君) 私が申し上げましたのは、著しく低い場合には、あらかじめ審議会の意見を聞いて決めました指定地域内でのみ発動されるわけでございます。それから、著しく高い場合は、そういう指定地域指定とは関係なく、全国地域について引き下げ勧告をするわけでございますが、その場合、もちろんおっしゃる通りに地域によつて若干の標準的な販売価格も違ふだろうと思ひます。ただその場合は、指定地区内のように、市町村だとか、少なくとも府県単位よりも狭い範囲ではなくて、あるいは北海道だとか九州だとかいったような、かなり広い地域で地域という意味では、その実勢価格というものが違つてくるだろうと思ひますから、そういうことは判断に入ることはなると思ひます。

○加藤進君 そうしますと、ある地域で先ほど指摘しましたように、たとえばカルテル行為等々通じて高価格があらわれる、こういう場合には、その高価格というものを、その地域における標準価格とみなすというようなことは起こり得ないということははっきり言えますか。

○政府委員(橋本利一君) カルテル行為によつて価格が引き上げられるという場合には、もう第一義的に独禁法の問題になつてまいりますから、その点からの是正措置というものはとられるだろうと思ひます。一方、またこの法案の立場からいたしましても、著しく高いという現実でございますから、十九条に基づいて引き下げの勧告をするというところもあるわけでございます。

○加藤進君 私がカルテル行為と言つたのは、それは公然とした法違反という意味ではなしに、カルテル行為とみなされ得るような内容のいわば高価格ということが起こつた場合のことを私は申し上げたわけでございます。

そこで、次に移りますけれども、先ほどもエッソの問題が出されました。数年前から外資系の元売会社がやつてゐるマネジャープラン、こういうものが全体として問題化しておりますが、こういう実態についての通産省としての調査という点はどうなのか、実態把握の点についてはどのように見えておられるのか、簡潔にお答え願ひたいと思ひます。

○説明員(宇田川治宣君) 午前中の御質問にもお答えいたしましたけれども、四十五年当時マネジャープランにつきまして問題が起りました。それを調整指導したわけでございますが、実は四十八年の七月に全国の地方の通商産業局に依頼をいたしまして、全国三百一十一カ所のマネブラのガソリンスタンドのうち百カ所程度を選びまして、私どもとしての実態調査をいたしたことがございます。

○加藤進君 その上でどんなふうに御判断されたのか、あるいはその上での何らかの御指導があつたのかどうか、その点ちよつと簡単に御教願ひします。

○説明員(宇田川治宣君) 幾つかございますので、主要な点を申し上げてみますと、たとえば、私どものあれではマネジャープランのガソリンスタンドを始めた動機はどういうことかというところで、答え、自分の能力を十分發揮できると思つたからだというふうにお答えになつた方が二五%程度。自分の努力次第で大きな収入が得られると思つたからだというふうにお答えになつた方が四八%というふうなことがございます。それからまた御不満の点ということで、契約内容について不満があるかどうかというふうなことにつきまして、利益率あるいはコミッションが低いというふうにお答えになつた方が、これはダブルで——ト

一タで一〇%という意味でなくて、延べで申しますと六六%。仕切り価格が高過ぎるというのが半分程度というふうな幾つかの御不満がございます。それで、そういう問題を解決するためにどうすればよいかということで、自分で問題を解決したいというふうにお答えになつた方が二五%。できれば通産省なり何なりが中に入つて指導していただきたいというふうにお答えられた方が半分を超えているというふうな状況でございます。

午前中にもお答えいたしましたけれども、私もいたしましてはマネジャープランに関する問題につきまして、関係当事者からの要請に応じまして、エッソなりなんなり関係者とのあつせんなり指導なりというふうなことを逐次行つてきておりますし、今後ともそういう方向で対処したいというふうに考えております。

○加藤進君 私、具体的にやはり問題を提起したいと思ひますけれども、ここにゼネラル石油の「マネー・ジャー・プラン」というのがございます。これは御承知のとおり、ゼネラル石油といふのは石油危機のときに千載一遇のチャンスだといつてばもうけをたくさんとらんだということで社会的な指弾を受けた会社でございますけれども、そのゼネラル石油の出している「マネー・ジャー・プラン」というパンフレットの中に、次のように書いてあるわけでありまして「ゼネラル石油が新しく建設していく近代的な素晴らしい設備を持つガソリンサービス・ステーションの経営を独立の希望と熱意を持ちながら、単に資金がないということで、その望みを実現出来ない人達にお任せして思う存分腕をふるって頂く」ということなのです。「その後

に「努力すれば必ず自分の利益となつてはねかえつてくる仕事をお望みの方」「豊かな生活を望んで居られる方」はどうぞ、こういういわば宣伝文句でございます。また次のところにはこういうことが書いてございます。「コミッションの料率はその他の収入と合せてあなたが努力されるならば必ず経費を賄つた後、充分なあなたの利益として蓄積出来るよう配慮されていきます。」結構なこと

と書いてございます。また次のところにはこういうことが書いてございます。「コミッションの料率はその他の収入と合せてあなたが努力されるならば必ず経費を賄つた後、充分なあなたの利益として蓄積出来るよう配慮されていきます。」結構なこと

と書いてございます。また次のところにはこういうことが書いてございます。「コミッションの料率はその他の収入と合せてあなたが努力されるならば必ず経費を賄つた後、充分なあなたの利益として蓄積出来るよう配慮されていきます。」結構なこと

と書いてございます。また次のところにはこういうことが書いてございます。「コミッションの料率はその他の収入と合せてあなたが努力されるならば必ず経費を賄つた後、充分なあなたの利益として蓄積出来るよう配慮されていきます。」結構なこと

でございます。こういういわばパンフレットが
出されてマネジャーを募集しておるわけでござ
います。御承知のことでございますけれども、この
「マネジャープラン」のやり方というのは、マネ
ジャーになった人にゼネラル会社がガソリンスタ
ンドをつくって提供する、そこへ入居させると、
こういうことでございます。ですから、つまりマ
ネジャーになる人の希望に基づいていわばガソリ
ンスタンドが建設されるというのではないわけ
で、会社の指定されたところへつくられて、そこ
で営業を行わなくてはならぬ、こういう条件があ
るわけでございます。大体ガソリンスタンドの収益
の上がるのはどこなんだろうか、こうなれば、
これは言うまでもなくその一人一人の経営者の
経営能力ということに、そのスタンドの
置かれておる立地条件、環境ということに左右さ
れるということ、これはもう周知のことございま
す。これに必ず利益が上がるなどというようない
わば保証は何一つないわけでございます。

ところがこのパンフレットを見る限りにおいて
は、必ず収益が上がり、大丈夫でございます
と太鼓判を押すようなことを書き連ねておるわけ
でございます。これは現実とは全く違うような、い
わば架空の宣伝文句が並べられておる、こう見て
差し支えないと思われるような内容でございます
して、こういうことで人を募集するようなやり方
は、これは独禁法上も問題になるのではなからう
かと私は考えるわけでございますが、公正取引委
員会のその点についての御見解を承りたいと思
います。

○政府委員(後藤英輔君) 独禁法の体系でもって
不当表示、誇大広告を取り締まっておりますのは、
現在不当景品類及び不当表示法という法律で
もって一般消費者に対して、メーカーなりある
いはまた販売業者が物なりサービスを供給する場
合に、消費者が商品選択をするに誤認をする
ような内容の表示、広告を問題にいたしてお
ります。この「マネジャープラン」の場合には、こ
れは一般消費者に対して商品選択についての誤認

ということではなく、こういう施設を経営して、
そしてそれによって利益を上げるという、そうい
う事業者の募集であるという点で現在の不当景品
類及び不当表示防止法の一般消費者が商品選択の
際の誤認を避けるという点には直ちに当たらない
のではないかと、いうふうに考えておりました。
これは独禁法の公正取引方法についても、現在の
公正取引方法の体系では無理ではないかという
ふうに考えております。

ただ、こういうような一般的な誤認あるいは誤
解を招かせるようなものについては、たとえ軽
犯罪法とか、そういうような一般的な法律の規制
もございませうけれども、独禁法の現在の体系では
先ほども申し上げたような体系になっております
ので、直ちに無理ではないかと思ひます。

○加藤進君 通産省はどういうふうにお考えで
しうか。
○政府委員(橋本利一君) 先ほど来のお話でござ
いませうが、第一次的には両当事者の契約の問題で
はなからうかと思ひます。ただ、本来両当事者の問
題とはいへ、平等を原則とする契約についてき
めて不平等であるとか、あるいは御指摘のよう
な行き過ぎた勧誘と申しますか、そういう行為は
好ましくございませう。したがって、ケース
によりましてあるいは関係者からの要請がござ
います場合、われわれとしてはそういう現状を
是正するにやはり力を貸すべきではなからうか、
かように考えるわけでございます。

○加藤進君 その点、私がなおあと御指摘申し上げ
ますけれども、余りにも誇大広告で事実を誤
る、誤認して応募せざるを得ない、こういう状況
をつくり出すわけでございますから、これは十分
通産省としても頭に置いて御指導を賜りたいとい
うふうに考えます。
このパンフレットの別のところにまたこういう
のが出てまいります。これはただ収益が上がる
のか、こういういわば試算が出ておるわけでござ
います。ここに出されておる例としては、「日の
丸サービス・ステーション」という例が出ておる

わけでございますけれども、ここで「ゼネラルス
ーパーガソリン」の「売上金額百三十三万四千
円」それから「荒利益十四万」である。こ
ういうふうに「荒利益」が計上されておるわけ
であります。「ゼネラルガソリン」の方に「売上金額
百七十七万六千円」それから「荒利益十四
万八千円」でございます。こう出ておるわけでござ
います。そういうものを集計いたしましたら
にそこから経費を差引くと「純利益十六万八千
円」になるわけでございます。こう出ておるわけ
でございます。ところがここに非常に大きな偽り
があるわけですね。というのは、売上金額のうち
からガソリン税を引いて、そういう上でのその一割
を利益とみなす、こういう計算方式が契約上とら
れておるわけでございますけれども、この宣伝文
句の中には、ガソリン税を全然差引くなどとい
うようなことは出ておらないわけでございます。

御承知のように、ガソリン税はほとんど売上金額
の中の半分を占める程度の比重があります。これ
は全然無視して、あたかもガソリン税なきに全部
粗利益に入る、こういうことが公然と計算上出さ
れてきています。これは私は大変実際の状況とは違
う、うそのやうに計算あるいは試算が、宣伝上出
されてきておる、こう言ってもいいと私は考
えていますが、その点について、いま申し上げた私の
この宣伝文書の内容についてどういうふうにお考
えになられますようか。これも独禁法上問題はない
し、独禁法上の関係ではこれを規制することが
不可能だ、こういうふうにお考えになるでし
ょうか、どうでしょうか。ちょっとお尋ねしたい。

○政府委員(後藤英輔君) この問題も先ほど申し
ましたように、不当表示あるいは誇大広告、宣伝
というふうな点での規制は困難かと思ひます。事
業を開始するに於いての条件提示の問題でござ
いますので、たまたまとして独禁法の問題として
取り上げられないのではなからうかと思ひます。
○加藤進君 にもかかわらず、こういう状況やこ
ういうことが実際上横行しては困るという御判断
はお持ちだろうと思ひますが、その点はどうで

か。
○政府委員(後藤英輔君) やはり商売をするにつ
いて相手方、いい人を選ぼうというふうなとき
にはやはりもっと正確な情報というものを
出しておいて、それで先方の判断を求めるとい
うことは当然だろうと思ひますので、そのよう
な内容があるとなれば、これは好ましいことではない
というふうには考えられます。

○加藤進君 通産省はいかがですか。
○政府委員(橋本利一君) いまこの場で先生から
パンフレットのお話を伺って、私自身そのパン
フレットを準備している余裕がございませ
んので何とも申し上げかねるわけでござ
います。ただ、試算とおっしゃる以上前提を置
いておるのか、その前提は、どうい
う方法で試算しているかとい
うようなところも見えな
い、私は一概に断定
できないと思ひますが、ただ御
指摘のガソリン税等につ
きましては、現在す
でに四万三千三百円とい
う非常に高いガソリン
税がかかっておるわけ
でございますから、少
なくともそういうた
めのことは十分明
らかにしてお
く必要がある
と思ひます。

もう一つ、私のこれ個人的な見解で申しわけ
ございませうが、普通の商品を買うのと違
って、パンフレットを見たからすぐ買ったというわけ
ではなくて、それに基づいて応募して元売、特約店等
とやはりネゴシエートをするのだらうと思ひ
ますので、そういうときに疑問をいたして
います。その前提なり試算のやり方について当然十分話
し合ふべきであつて、それもやらないでガソリンの
経営を委託されるというのはいかがかと、率直に
申し上げるとそういう気がいたすわけでござ
います。

○加藤進君 その点も少し御勉強いた
したいというところで御指摘申し上げる
わけでございます。それからこのパン
フレットはいずれ見たいだ
くつもりでございますからよろしく
お願いいたしま
す。

ともかくこの試算でいきますと、十六万八千という純利益があると言いますけれども、ガソリン税差引かれたらこれどうなりますか、それじゃやってみよう。赤字は明らかです。それを隠して、これだけの収益になる、こういうことではマネジャーを募集する、こういうやり方は私は商業道徳としては許しがたいものだとこのように考えますが、その点に限っても一度一言お答え願いたいと思います。

○政府委員(橋本利一君) 何であれ人をあざむくということは決していいことではないと思います。

○加藤進君 そういう一般的なお答えの上で、ではさらに具体的に内容を突き詰めていくと、これはちょっと大変なことになるというふうにお気づきになるのではなからうかと思っております。

次はこれは契約の結び方なんです。ある人の場合には、これは二千五百人の方がこういう宣伝に基づいて応募されたのであります。一緒に試験を受けられて一カ月後に合格者が発表された、その方は七人だそうでございます。で、この方たちは一緒に四十五日間の講習を宿舎の中でかん詰め受けられた。その講習の最後の日、ゼネラル石油の本社のマネブラの支社のさる方が契約書の内容を説明されたということであります。しかし一方的に読み上げられただけで、文書をいただくわけでもなく、質問させてくれるわけでもなかった。質問しようとする、詳しいことは店を持たれたときに担当者にお聞きになればいいでしょう、こういうふうな片づけられた。それから二カ月くらいたってから店が提供された。そこでさらに契約書を見せられたのはいつかという、開店一カ月後であった、こういうことでございます。こうなりますと、この時点で契約書に不満はあっても、半年以上も前に以前の仕事はやめておるのでございますから、もとに戻るわけにはいかぬ、もうここまできた以上は契約の中身がどうあれ、ともかく店を継がざるを得ない、こういう羽目に追い込まれざるを得ないことはこれはもう明らか

でございます。こういうケースはこの人ばかりではなく私の聞いた限りにおいてもまだ数名ございます。

こういうやり方を現に行なっているのにもかかわらず、問題がないとお思いになっておられるのか、何とも処置がないとお考えになっておられるのか、公取の御意見を伺いたいと思います。

○政府委員(後藤英輔君) 確かに不親切とかいう点については好ましくない行為であるとは思われますけれども、それが独禁法上で直ちにどうふうにはまいたらないというふうな考えざるを得ないと思うわけでございます。投資をするかしないか、それについての事業者としての判断をうながすような内容でございますので、独禁法のいまの体系では無理だということでございます。

○加藤進君 にもかかわらず心情的にはそういうことはあつてはならぬことだ、こういうふうには理解していいですね。通産省いかがでしょうか。

○政府委員(橋本利一君) 御指摘のようなことが実態であるならば、好ましくないことだと思ひますので、実情をよく調査いたしまして、その調査の結果に基づいて対策を考えたいと思ひます。

○加藤進君 その点についても直接そういう被害を受けた方を紹介してほしいと言われるなら喜んでそういう方を御紹介申し上げますから、ぜひじかにその点をお聞きいただければ結構だと思ひます。

次に、この契約の中身についてでございますけれども、契約書の問題点は、常識的な商習慣からすれば、どの項目も実は問題があるわけでございます。しかし、時間の関係もございまして、私はこの法案との関係について、見過せないような問題についてだけ申し上げたいと思ひます。これが契約書でございます。これもお届けするつもりでございます。もういつておりまじょうか。これはゼネラル石油の契約書でございますが、先ほどエッソの契約書の問題が出ておりますが、エッソは契約書を何回も改定したそうでございますけれども、これはもうできた四十四年以降一度も改

定をしたことがない、こういう契約書でございます。

その契約書の内容の一つについてこういう項目がございまして、第十二条でございますが、「給油所における営業方法その他運営の細目については、本契約に定めるところのほか、乙すなわちこれはマネジャーでございますけれども、乙は甲がその都度指導又は指示するところによらなければならぬ。」「元売ゼネラル石油の担当者が、その都度指示することによらなければならぬ。」「乙は「すなわちマネジャーは、給油所の営業の状況について、甲に対し、定められた時期に、定められた様式による報告書を提出するほか、甲の指示した帳簿・伝票等を備付け、これを確実に記帳しておかなければならない。」

甲は必要と認めたときは随時給油所内に立ち入り、営業の状況、商品・帳簿等を閲覧し、あるいは乙すなわちマネジャーに対して「説明・資料の提出等を求めることができる。」「こういう内容の契約書の条項があるわけでありまして。

この規定を前提として、実際、毎月ゼネラル石油のセールスマンが回つてきまして、そうして帳簿をチェックしていく。利益が余り上つていないということになる、彼らはこう言うそうでありまして。指示価格で売ったのは少し高いんじゃないのか、少し安く売った量を伸ばしたらどうか、伸ばしなさい、これはどうかじゃなしに、伸ばしなさい、こういう指示を与えるというのであります。これは私が実際の方から聞いたことであります。つまり、安売りを強制する、こういうことを指導と称してやっておるわけでありまして。

ある人の場合は、指示価格以下で売ると利益が落ちるのでこれは困りますと断つたらそれじゃ特別にするから下げなさいよ、特別の価格にするから下げよ、こういう口約束で、あたかも特別価格にするというふうなように受け取らしておるわけでありまして、そして値段を下げさせて販売量をふやさせるわけでございますけれども、しかし実際にはそれは口約束でございますまして、言を左右にし

て特価にしないでマネジャーに損をさせるようなことを平気でやる、この指示価格というものがございまして、この指示価格というのは原油価格に使われている公示価格みたいなものだと私は考えています。手数料を払うときの基準になるものでありますから、マネジャーは、値引きをして売って損をしても、ゼネラル石油は量をふやして回収金も規定どおり入るといふ、笑いがとまらない状況になつてくることはこれは明らかでございます。

一番貧乏くじを引いて一番犠牲を受けるのはマネジャーその人であるということがきわめて明確になるわけでありまして。さきの石油危機のときに、ゼネラル石油はマネジャーに対して利益を上げるためには営業時間を延長しなさい、日曜日営業しなさい、こういう指示を出して、御承知のように行政指導違反をやつたわけですね、これは。そして少しでももうかると、例によつて経営状態がいいですね、こんなに利益があるなら値引きをして量をもっと多く出したらどうか、こう言つて販売量の拡大を強要してくる、これが現状でございます。まあゼネラル石油のことでございますから、言うまでもなく千載一遇で、もうける一方ではこうしてマネジャーというスタンドの経営者をいじめて、さらにもうけをふやしておる、これが現状なんです。

こういうゼネラル石油の石油販売における商売のやり方というのを、主務官庁である通産大臣、どのようにお考えになるのか、これはもう石油危機のときと思ひあわせた上で、ひとつお答えを願ひたい、こういうふうな考えます。

○政府委員(橋本利一君) 実情をまずよく調査いたしたいと思ひます。

○加藤進君 ぜひひとつ実情を確かめていただきたいと思ひます。それから公取の方にも、せっかく公越しを願つておるわけでございますから、その点についての御見解を賜つておきたいと思ひます。

○政府委員(後藤英輔君) 取引の実際の内容につきましては、そういう不親切と申しますかあるいは

好ましくないというような点が御指摘がございましたので、われわれの方もそういう点について、さらに広告だけの問題ではなく、問題があるかどうかという点については実情を調べてみたいと思っております。

○加藤進君 私がこのことをあえて申し上げるのは、ただせっかく宣伝につられていったけれども、大したもうけがないなどという程度のものでないという点でございます。条件に恵まれた一部の人を除いてほとんどの人たちが、いま借金を抱えて苦勞をしつつある、中には自殺をした人まで出てきている、こういう現状があるわけでございます。しかも名前はと言えはマネジャーでございまして、日本石油のあるいはゼネラル石油の系統のマネジャー、こういう肩書きだけ持たされて、内容から言うとにかくもう生きていけないような状態に追い込まれる。ところが片やゼネラル石油の方はどうかというところ、マネジャーがそういうことでやめざるを得ぬ、やめさせてもらいたい、こういう状況に立ち至っても、マネジャーはかえられるかもしれないけれども、スタンドはそのまま残るわけでございます。またマネジャーが苦勞して確保されたお得意さんもうちやんと残っておるわけでございますし、シェアの拡大を固定化して、また新しいマネジャーをうまく宣伝でましながらさらに新たにしほり取っていくなどというところは平気でできる、こういう仕組みになっておるわけでございます。

○加藤進君 現状を十分御認識いただいた上で、さて法案にやはり立ち返ってみるならどういうことになるのか、こういうことでございますから、この法案が、幾らガソリンスタンドの登録制をしいて規制しよう、それによって乱立を防ぐと、こう言われても、元売会社がこのような飽くなきシェア拡大のために手段を選ばないという方向に出る、こういうことに対して有効な規制を行わない限りは、実際上の効果というものをかち取っていくことは不可能ではないか、私はその点から見て、本法案の趣旨から見て、このような

状況について通産省、通産大臣も黙って見過ごすわけにはいかないとお思いになっておるかと思ひますけれども、その点の御所見をお伺いしたいと思います。

○政府委員(橋本利一君) ガソリンスタンドという揮発油の流通末端段階における混乱の原因は、やはり一つは多くの中小企業がスタンドを乱設することによって、過当競争を引き起こしているところ、一つは一つの原因があるかと思ひます。

〔委員長退席、理事熊谷三郎君着席〕
いま一つは、やはり元売あるいは特約段階における過当競争あるいはその販売姿勢といったようなものが原因になっておるかと思ひます。本法案では主としてガソリンスタンドを対象にいたしまして、ガソリンスタンドにおける経営の安定あるいは品質の保持ということに焦点を合わせて検討したものでございますが、これとあわせて元売段階における体制問題と申しますか、過当競争あるいは誤った販売姿勢を改めるような、構造問題的なコンタクトも必要ではなからうかと思ひますので、両々相まって、石油製品の流通業界における秩序の回復と申しますか、あるいは維持、確立が必要である、かように考えておるわけでございます。本法案を幸い制定、公布していただいた際には、この目的に即応して運用してまいります。これと並行いたしまして、石油業界全体の構造問題と申しますか、特に元売部門における再編成問題にも政府としても側面から十分支援をいたしたい、かように考えておるわけでございます。

〔理事熊谷三郎君退席、委員長着席〕
○加藤進君 法律を施行する、その対象はガソリンスタンド業者、こういうことで法律が及ぶわけでございますけれども、さて、もうけをふとところ十分取り入れている元売業者は何ら法的規制の枠の中に入らない、もっぱら通産省の行政指導にまっぴらという状況は私は片手落ちではなからうかというところ、この法案について強く感ずるわけでございます。

さらにもう一つお聞きしますと、この前の通産省の御説明によりますと、マネブラというのはいま衰退の方向に向かつておるようだと、こう言うのでございますが、こういう不当な安売りをするような店が、しかし少しでも存在する、こういうことになれば、法案及び政府の意図に反して、規制に対して否定的な効果が起る、こういうことも考えられるわけでございますけれども、その点について、衰退の方向にはあるけれども、存在する以上はこの問題について黙視するわけにはいかぬと、こういうお気持ちで今後の指導に当たられるかどうか、その点重ねてお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(古田徳昌君) マネブラのスタンド数は先生御指摘のように、最近減少傾向にございまして。ゼネラル石油の場合で申し上げますと、四十七年十二月には百三十三軒でございましたが、現在は百一まで減っております。それから先ほど話の出ましたエッソの場合は、同じく四十七年十二月に三百一十一でしたが、二百八十四まで減っております。しかし、いずれにしても現在在りたいたいまま申し上げましたような数でのマネブラ方式に基づきまして今後とも問題が生じました場合に、私どもとしてはできるだけ指導を行いたいというふうに考えております。

○加藤進君 見過ごすことのできない点は、こういうマネブラ方式というのは、元売段階では御指摘のような衰退の傾向あるいは停滞の傾向にある、こう言えるかと思ひます。しかし、新しい形で、流通段階においてこういう甘い商法があるならひとつやってみようかなんかというよう動きも、私は耳にしておるわけでございます。こういう点も含めてマネブラの実態把握について通産省は十分に掌握され、そして適切な対策をとっていただきたいということを強く要望するわけでございます。少なくともこれを放置されるというようなことはなからうかと思ひますけれども、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(橋本利一君) やはりマネジャープランのいいところを伸ばして、デメリットの部分を減少ないしは解消していくという方向が正しい対応のあり方だと思ひますが、そのためにも実情をよく調査いたして対策を考えたいと思ひます。

○加藤進君 最後になりましたので。

こういうマネブラ方式というのは、先ほどの質問にもありましたようにエッソだとか、私の指摘したゼネラル石油、あるいはモービルなどというような、社名で聞けばすぐ明らかなように、すべて外資系の会社がやっておる販売形式でございます。で、ヨーロッパでも若干違いますがまあそういう形式が広範にとられていて、こういうことになっておるわけでございますが、エッソでもゼネラル石油でも、世界最大のマネジャーであるエクソンの子会社があるいは関連会社であることは御承知のとおりでございます。

で、わが国の石油原価の供給価格がマネジャーによって決定される、こういう重大な問題を含めて、マネジャーからの石油の購入については非常に大きな問題があります。で、本法案の目指す揮発油販売業界の安定という目的のためにも、その一つの有効な方策としてこういう多国籍の石油企業の横暴な企業活動、これを何らかの形で規制するということについて、従来の政府の姿勢をさらに一歩前に進めて、具体的な方策を講ぜらるべき時期に来ておるのではなからうか、その一つがマネブラとしてあらわれてきておるのではないかと、私はこう考えますけれども、最後に通産大臣にその点の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(河本敏夫君) まず一つは、この法律に関連をして私どもが考えなければならぬのは、石油の精製業者あるいは元売業者、これはまあ乱立状態になっておまして、対外的にもOPECあるいはまたマネジャーと対等の交渉ができる企業がほとんどないという状態にいまなっておりますし、対内的にはやはりこの過当競争が行われている、こういう状態でございますので、この分野において何らかの調整が必要である、こういう

ことから、昨年は石油公団法を改正していただきまして、また、ことしの予算にはこの調整を実現するための若干の予算も認めていただいておりますのでございまして、目下政府はその方向に努力をいたしております。

また、もう一つの点といたしましては、いま御指摘のメジャーに対する今後の対策であります。御案内のように事のよしあしは別といたしまして、世界の流通業界の大半の勢力はいまメジャーが占めております。石油流通の大半の力はメジャーが押さえておる、こういう状態でありまして、石油を取り扱います場合にメジャーの力を抜きにして現時点では考えられない、こういう状態でありまして、やはりわが国といたしましては、できるだけ外国との取引も直接の取引にするようにだんだんと持っていくかなければならぬと考えておりますが、なかなかこれには一度にはいかない、十分情勢を正確に把握しながら、順次そういう方向に進めていくと、こういうことでなかろうかと思っております。

○藤井恒男君 大臣、最初にちよつと本法と離れますが、一問だけ伺いしておきたい。

それは減税にかかわる問題ですが、七・九の経済が中だるみである。これは私も本院で質問したところでありまして、これまで経企庁や日銀などは、どちらかといえばまあ強気の発言をしておられたわけですが、全国歩いてみて、それぞれの中小企業、あるいは大手の企業でもそうでございますが、実態を見てみますと、企画庁や日銀などが予測しておるものと実態が非常に違う。十先もはばかしくない、まして一三に期待をつなぐことができないというのが私は一部の業界を除いた大部分の産業界の実態だと思ふんです。これはまあ鉱工業生産指数それ自体を見てみればいけませんが、いろいろな施策を講じなければいけないんです、特に私が必要と思ふのは何と云うに春の賃上げ、それから夏の一時金ともに低位に失しておるし、減税は見送りである。さらに社

会保険料等が値上げされておるといふ状況の中で、まあ個人消費の大部分を占めるサラリーマンの実質所得は低下しておるわけです。私は四月三十日に予算委員会の総括質問のとき、経企庁長官にもあるいは大蔵大臣にもこの点を指摘して、スポットでもいいから夏の一時金の折に減税すべきである、そうしなければ個人消費の伸びを求めむわけにもいかぬし、企業における稼働率というものも上昇しない、何らかの手を打つべきであらうというのを指摘したんだけど、まあ財政が赤字の折に、どうも不可能であるというふうな答弁に終わっております。

で、いまのような状況を昨年の時点では、すでに公定歩合の引き下げだとか何らかの手だてを打って、景気刺激策あるいは景気回復策が講ぜられておったわけなんです。私はいまの時点ではなお手をこまねいてしばらく様子を見なめるといふことであるなら、この中だるみの景気というものが本格的な景気低迷を呼び起こしていき、一三にかけての倒産というものは大変なものだろうというふうな思ふんですが、その意味において大臣、この減税という点についてどうのようにお考えか、その点を一問だけ法案審議と外れますけど、お聞きしておきたいと思ふます。

○国務大臣(河本敏夫君) 通産省では、景気の動向につきまして調査をずっと進めておりましたが、昨日結果がわかりましたので発表いたしました。大体のことを申し上げますと、景気は一月以降七月まで順調に回復しておったと思ふます。しかし、八月以降急速に落ち込んでまいりました。八月は前月比生産はマイナス一・七%、それから九月も引き続きマイナス一・〇%、それから十月もマイナス一・一%と想定をされております。まあそういうことで三ヶ月間連続落ち込みましたので、七月時点に比べますと生産はおよそ四%落ち込んだことになるわけでありまして、これにはいろいろ理由がありますが、電電、国鉄のこれ、工事のおくれ、それから冷害、水害、いろいろ理由はあるわけですが、十一月は予測

といたしまして生産は四・六%のプラスである、こういう数字があらわされて出ております。そういうことを考えますと、景気は、海外の経済情勢、特にアメリカとドイツが大勢としては決して心配すべき状態ではありません。ほかの国で若干心配な国もありまうけれども、アメリカとドイツが非常に大きな役割りを果たしておりますので、国際経済情勢はまずいい方向に向かっていると、かように判断していいのではないかと思います。

したがいまして、わが国の経済も昨年時点とは違いました大勢としては私どもも心配ないと、かように考えておるわけですが、御案内のようにことしの五月に新しい五カ年計画が決まりましたが、その五カ年計画では平均六%の経済成長というものを目標しておるわけでありまして、その前半においてはやや高目の経済成長を現すべきであると、そういう付帯的な意見もついておりますので、その意見どおりの経済運営を現いたしますとするならば、やはり来年の一三月の経済活動というものは相当活発でなければならぬ、そうしなせん、四月以降もやや高目の経済成長を目標し、その経済に引き継いでいくことができない、こういうことでございまして、何らかの対策が必要であらうと、こういう結論に達しまして昨日若干の意見を申し述べたわけでございます。

その一つに減税問題というものを取り上げましたが、もう少しこれは詳しく申し上げますと、りあえず政府のやれる対策が幾つかございまして、さしあたり政府の直ちにやれる対策は急いでやるということ、そしてこ一、二カ月の様子を見まして、遅くとも十二月にはこの減税問題について再検討を加えるということ、それから国鉄、電電の工事のおくれを七千億見当のものに對して、何らかの補てんの対策を考へていくということ、そういうことを中心とするさらに第二段階の経済政策を検討すべきである、こういう趣旨のことを言つたわけでありまして、そのうち減税問題につきましては、実は私は、昨年は国際経済情

勢もまだいい状態ではありませんし、二兆円ぐらいの減税をして景気回復の一つの大きな刺激材料にすればよい、こういうふうな考えておったわけですが、ことしは景気刺激のための私は減税は必要ない、こう思ふます。なぜならば、先ほど申し上げましたように、国際経済情勢が大勢としていい方向に行つておるわけでありまして、必ずしも減税によりまして景気刺激を図る必要はない。

ただしかし、ベースアップも御案内のような水準でございまして、消費者物価も上がつております。さらに公共料金、地方税、それからベースアップに伴う所得税の増加、こういうことを考慮をいたしますと、実際は実質所得が減つておる、こういうことになりまして、政治の課題として、実質所得が減るような政治を継続するということは、これは考えものだと思います。そういう意味において、少なくともこの調整減税を十二月段階で真剣に検討すべきではないだろうか、かように思ひまして、一つの提案として昨日申し述べたわけでございます。

○藤井恒男君 いまのお話承りますと、通産大臣としては、景気全体は大きな見方をすれば、まあまあ順調に推移しておるから一、二カ月間様子を見て措置すべきことは措置していくべきである、こういうことに尽きておると思ふんです。まあ減税問題については政治の課題として調整減税的な、要するに一般庶民の実質所得の低下を補う意味においてやるべきであらうというところでございますが、私は全体的なことについては、きわめて大まかに言えば大臣おっしゃるようなことにならうかと思ふわけですが、それぞれの地域における中小企業の実態というのは必ずしもそうじゃないので、通産省も調査を終了されたということですから、いづれまた私資料などについて伺ひたいと思ふんですけど、私はやはり需要を喚起するといふ意味においても、単に調整減税、落ち込みだけをカバーするということじゃなく、減税措置といふものが必要であらうと思ふわ

けです。これはまあ意見の分かれるところだろうから、この場で論ずべきことでもないかと思いますが、もう少し中小企業等の実態も把握していただいて、何らかの需要を創出するための施策、それを各般にわたって講じていただきたい。その中の一つの柱として減税という問題も位置するものであるというふうに思いますので、なお御検討いただきたいと思います。

時間も経過しておりますので、二、三私は本法について伺いますが、まず長官にお伺いします。

この法案の審議に当たって通産大臣は、石油販売業の経営実態が非常に悪い、そして業界が、乱立状態のもとで大混乱しておる、このまま放置しておけば倒産が相次ぐだろうということを危惧する旨の答弁をなさっておるわけですが、石油販売業界が一般の中小企業に比べて、いろいろな資料で、低位に置かれておるといことはわかるわけだ、まあ大臣が答弁しておられるように、この石油販売業界、ことに他の中小企業に比べて劣位に置かれておるとい状況、これを一遍聞かしてもらいたいと思うんです。

○政府委員(橋本利一君) 先生すでに御承知のように、揮発油販売業者というのは、そのほとんど、まずまず九三%までが中小零細企業だと言われておるわけでございます。従来から過当競争を繰り返して、経営悪化に悩んでおったわけでございますが、最近には特にいわゆる業転玉なるものが回りまして、一層過当競争を激化しておるといのが実情でございます。若干数字的に申し上げますと、石油製品小売業の売上高対営業利益率でございますが、昭和四十九年におきましては二・八%でございます。その他一般の小売業平均が四・二%とかなり格差があるわけでございますが、前年度四十八年度に比べますと、一般の小売業が三・六%に対して石油製品の小売業は二・九%、したがって四十八年より四十九年の方がさらに格差が広がっており、こういう実情にございます。それから業種的に似通っておるものと比較

いたしました。燃料小売業と称するものが四・〇%でございますが、燃料販売業が四・七%、自動車整備業が五%、この面からかなり大きな差があるというのが現実であり、私たちもそういう認識に立って対策を考えておるわけでございます。

○藤井恒男君 いま長官おっしゃったように、大体同業と見られるような他の産業界に比べても著しく劣位にある、そういう状況、しかも過当競争にあるわけでしょう。そういうことでありながら、ガソリンスタンドをなおつていくという動きが顕著である、ここに問題があるわけでしょう。そうすればこれは常識じゃないですね。いまおっしゃるに非常に過当競争である、利益も悪い、にもかかわらずなお新規参入があるというところは、これは一体どういうことだ、何かそこ石油販売業ならではのうまみがひそんでおるといふに、常識的に言えは見られるわけじゃないか、その辺はどうお考えですか。

○政府委員(橋本利一君) まさに御指摘の点、一見しますと矛盾とされるわけでございますが、ガソリンというのは数多くある石油製品の中で、最も採算性が高いと申しますか、いわゆる採算油種というふうな考えられておまして、そのために石油業界全体を通じてガソリンの得率を高める、あるいは販売の能力を高めていく、一言で言えばガソリンへの依存度を高めていくという動きがございます。そして、そういう動きが、流通の末端段階としてのスタンドの増設という背景をなしておるものと理解いたしておるわけでございます。

○藤井恒男君 しかし長官、これは非常にむずかしいところかも知れぬけれどもね、マジックロジャックと言います、そういうのを常識じゃないですね。だから奇妙なやつであって、悪い、悪い、倒産も続出する、採算も悪いんだ、零細過多性だ、だから新規参入もとめなければいかぬ、それなのにたくさん入ってくる。そしてガソリンは採算油種であるから当然ここに入ってくるんだらうというところは、どう言ってもこれは理屈

に合わないわけですね。だからここに、こういった転職の多い、しかも大臣の答弁のように、ほうとつたら倒産がたくさん出るだらう、大混乱しておるといふところに入ってくるということ、そこに私は何かうまみが落ちておると思うんですよ、どうですか。

○政府委員(橋本利一君) なかなか確かなお答えできないかもしれませんが、やはり中小企業が多いということからいたしまして、ある意味においては、それだけバイタリティがあると申しますか、過当競争に走りやすいということ、それからやはり元売が、その面からシェアを拡大していくという動きとこれがマッチして、増設の動きというものが現実のものとなっておるんじゃないかというふうに思います。特に今後の石油の販売業界というのはどうなっていくだろうかという問題があるわけでございますが、少なくとも石油危機以前ほどの高い伸び率でこれは期待できない、ところがそれに對しまして、やはり参入意欲というものが別途強くあるといったようなところが、従前以上に過当競争を激しくしておる原因ではなからうかと思うわけでございます。

○藤井恒男君 先ほど来その意味においてでも、この業転玉というところについていろいろ話があったわけですが、結局この業転玉というのは、いろいろ御説明もいままです質問者になさっておりますが、詰まるところは、本年度百億の予算をつけておるところの元売の再編成というところにかねければ、この法律が通っても直ちにこの業転玉がおさまるものとは思われない、この百億の予算措置をとった元売の、再編の進捗状況、どうなっておるか、それをちょっとお聞かせいただきたい。

○政府委員(橋本利一君) まさに御指摘のとおりだと思っておりますが、元売の再編成の進捗状況は、率直に申し上げますとまだ本格的な動きに入っておりません、一部、販売につきまして受委託の業務提携をやっておりますか、あるいは精製についての受委託提携をやっております、そういった

部分的な動きがあるわけでございますが、いわゆる本格的な再編成の動きというのは、いまのところまだ十分でないものがございます。

ただ私といたしましては、この再編成というのは非常にむずかしい問題でございます。無理に合意いたしましたとしても、またそれがもとに戻るようなことになれば、傷口がええと深くなるという問題もございまして、したがって私といたしましては、方向を過つことなくスローダがステディに進めていくというの一つの行き方ではなからうか。もちろんそういう問題につきましては、当事者である元売業者の自主的な判断というものが先行すべきものではございますが、ただいま御指摘のあったような石油開発公団に用意してございます百億の資金等を用いまして、政府としても、側面からこれを支援していくという体制で臨んでまいりたいと思っております。

○藤井恒男君 この業転玉の問題をめぐって、午前中の質疑で竹田現職さんが「せんせき」の記事について述べておられたわけだ、要するに継続的購入について「大半のものがスポット購入で困る。三分の二以上が継続購入であることがひとつのめどだ」という政府の答弁に対して、商社筋が「法律で三分の一までは業転玉を買ってもいいことになった」ということで、このスポット買いを売って込んでおるといふ、これはまさにおかしい話なんだけれども、これは「せんせき」という私のところにも参った新聞記事です。こういうことを考えてみますと、一つの国会答弁を足場にしておいて、これを逆手にとつて、スポット買いをあおる、それはど競争が激しいと言えはそれまでだけれど、業界のこの混乱の要因に、大手商社が余りにも手を入れ過ぎておるといふことも考えられはしないか。そういう意味で、いま政府が検討しておるところの分野調整法という形で、もし石油販売業が業種指定をされるということになったら、いま言ったような問題も様相が変わっていくと思うんだ、そのような見地に立つて、一遍石油販売業についての混乱を防止するということだてまえか

ら、分野調整法なども照らした上での見通しなどがあればお聞かせいただきたい。

○政府委員(橋本利一君) まあ大手商社などを中心といたしまして、大企業が揮発油の流通段階でどの程度の役割りを果たしておるかという問題でございますが、一般的には卸機能を中心としたしております。直接自分がスタンドを経営するというケースはむしろ少ないというふうに認識いたしております。

で、われわれが問題といたしております末端流通段階における混乱というものは、むしろ大企業の進出と申し上げるよりも、全体の九〇%以上を占めておる中小企業者同士の過当競争によって惹き立ておる面が強いと思うわけでございます。そういうところから、本法案によりまして、若干の指定地域内におきまして建設の調整を大臣指示にかけて認定してもらいたい、かように考えておるわけでございます。ただ、先ほどもお話をいたしました業転玉の発生というものは、これはやはり元売なり、特約店から出てくるものでございまして、それに対するチェックと申しますか、あるいはそういった防止措置というものは十分考えなくちゃいけません。

で、その関係ではこの法律の十九条の後段におきまして、末端のスタンド業界に対する監督だけでは問題が解決しない。かつ、その原因が卸売、あるいは特約店段階にあるという認定がなされた場合には、直接そういった元売業者に対しても是正のための勧告を発動するような規定にいたしておるわけでございます。そういう方向で対処してまいりたいと考えるわけでございます。

○藤井恒男君 結局業転玉などによる問題を、いま長官もまさにおっしゃったとおりで、零細なガソリンスタンドだけを締め上げて、解決するものじゃないわけなんだから、やはり出てくるのをきっちりと処置しなきゃならない。つまり、それは元売であり、卸であろうと思うんです。この新聞記事にあるようなことということはとんでもない話です、これ本当であれば。だから、この辺のところは十分当局としても措置して

いただかなければ、こんなことが新聞に堂々と載ってやられておるといふことは、これはもうなめられておることですからね、一遍真剣に当たってみてもらいたいものだと思ひます。

それから、石油販売業の業界でことしの一月から七月にかけて九百三十七という企業が廃業しておるといふふうに私は聞いておるんだけど、実は一昨日も私、中小企業転換法の質問の折りに、具体的に石油販売業の問題を取り上げて、中小企業転換法の適用を受けるものであるか否かというのを問うたんです。そうしますと、中小企業庁としてはこれは単に過当競争による経営基盤が脆弱化しておるものであつて、そこから出てくるころの転換業は、新しく発足する中小企業転換法の適用にはなじまないというお答えでございました。

まあ非常に私はこのところ問題が残るところだと思ふんですが、まあ過当競争——過当競争というものは全体の業界で起きてきたんであつて、転換業をする一々の企業は、どちらかといえば被害者です、これは。転換業していく場合ですね。したがって単なる落ちていくものは掃きさらして落としてしまふと、自由競争のたまえから、優勝劣敗だ。と。どどん落ちるものは落とせということでは済むものかどうか。いまの零細過当性五万三千もあるというふうな規模、それらを考へていくと、今後とも私はこの業界における転換業というものは続いていくと思うんです。それを、ただ落ちいくものは落ちればいんだ。残るものが適正規模に達して有効競争すればいいんだということだけでは政治は済まされないと思うんだけど、その辺をどうお考えか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(橋本利一君) 中小企業事業転換対策臨時措置法案の措置の対象となります転換の理由と申しますか、原因としては、「貿易構造」「その他の経済的事情の著しい変化によつて生ずる事態であつて政令で定めるもの」というふうに規定

されているやに聞いておるわけでございますが、果たしてこのガソリンスタンド業界の倒産、廃業といったものがこの要件に該当するものであるかどうかということが、現実に対しての問題かと思ひます。果たして御指摘のようにスタンドの乱設による過当競争というものが、この政令要件に合致するものであるかどうかということにつきましては、私の方といたしまして、中小企業庁と十分連絡をして検討してみたいと思ひますが、貿易構造その他経済事情の著しい変化ということに踏めるかどうかと、まあ率直に申し上げてなかなかむずかしい点もあるんじゃないかなうかと思ひます。いずれにしても、御指摘でございしますので、中小企業庁とよく検討してみたいと思ひます。

○藤井恒男君 これでやめますけど、大臣、一昨日の商工委員会でも私の問題と申し上げて、それがまあ組織の問題との対比において非常に問題が残るところだと、だから今後詰めた方がいいなというふうには私は意見を申し上げたわけだけども、大臣もお聞き及びだと思ふんです。

まあこの種の問題は、これは転換法もきょうこれで上がるわけですから、今後どう措置していくか。それは単なるオイルショックならオイルショックというふうなものがあるが、この問題を提起して、どどん転換業を余儀なくするというものだけをフォローするのがこの転換業なのかどうかですね。ガソリンスタンドそれ自体も、広い意味で考えれば、国際的ないろいろな状況のもとに置かれておるわけですから、転換業の法案ができれば、広く中小企業をカバーする方向に私は運用していくべきだという考えを持っておるんだけど、どのように今後詰めていかれるのか、御所見をお伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(河本敏夫君) 中小企業の事業転換法をお願いをいたしました趣旨とはやや離れておると思ひますが、御質問の御意見は、しかしせつかくの御提案でございしますから、関係者でよく相

談をしてみます。

○委員長(柳田桃太郎君) 委員の異動について御報告申し上げます。

鈴木力君が委員を辞任され、その補欠として志苦裕君が選任されました。

○委員長(柳田桃太郎君) ただいままで審議をしております了りました揮発油販売業法案に対して、他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柳田桃太郎君) 御異議ないと認めます。よつて、本案に対する質疑は終局いたしました。

○委員長(柳田桃太郎君) 中小企業事業転換対策臨時措置法案を議題といたします。

本案につきましては、質疑は終局をしておりますので、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。——別に御発言もないようですから、これより採決に入ります。

中小企業事業転換対策臨時措置法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳田桃太郎君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

竹田君。

○竹田現照君 私は、ただいま可決されました中小企業事業転換対策臨時措置法案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の四党共同提案による附帯決議案を提出いたします。

中小企業事業転換対策臨時措置法案に対する附帯決議(議案)

政府は、中小企業事業分野への大企業の進出が中小企業に著しい圧迫とならないよう適切な措置を講ずるとともに、本法施行にあたり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一、事業転換にあたっては、転換先等の指導を適切に行うとともに、特に小規模零細企業助成に十分配慮すること。

二、事業転換に必要な情報の収集、提供を行う体制の確立をはかるとともに、転換に必要な技術の開発のため、公設試験研究機関の活用等適切な技術援助につとめること。

三、事業転換計画の認定にあたっては、手続きの簡素化をはかること。

四、事業転換資金の貸付条件の改善、資金量の確保等につとめるとともに、転換資金の助成、信用補完制度の運用にあたっては、本法の趣旨を十分生かすよう政府関係中小企業金融機関、信用保証協会等を指導すること。

五、事業転換にあたっては、従業員、関連企業等の意向を十分反映させるようつとめ、転換にともなう離職者の発生を防止するよう企業を指導するとともに、離職者が発生した場合にはその対策に万全を期すること。

右決議する。

○委員長(柳田桃太郎君) ただいま竹田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳田桃太郎君) 全会一致と認めます。よって、竹田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。河本通商産業大臣。

○委員長(柳田桃太郎君) 揮発油販売業法案を議題といたします。

本案につきましては、質疑は終局いたしました。加藤君から委員長の手元に修正案が提出されております。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、本修正案を議題といたします。

加藤君から修正案の趣旨説明を聴取いたします。

○加藤進君 ただいま提案いたしました日本共産党の修正案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付されておりますので、修正点の第一は、法律の目的で、石油元売会社などの事業活動を規制し、消費者の利益と販売業者の経営安定を図ることを明確にしております。

第二は、石油元売会社などによる不当な価格つり上げに対して改善措置を命じることができるといいたしております。

第三は、給油所の過密地区に属する大企業の給油所の新増設を規制することとしております。

第四に、石油元売会社などは揮発油販売業者の揮発油の入手先の自由な選択を妨げてはならないこととしております。

第五は、揮発油の品質の管理を適確に行うべき能力を有することを明示したことであり、第六は、揮発油の品質管理のための分析設備の購入などに際して国が助成措置を講ずることとし、また、品質管理者については、十以内の給油所を一括して管理できることとしております。

第七は、石油需給調整審議会を民主的に強化することとしております。

以上が修正案の趣旨でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(柳田桃太郎君) それでは、ただいまの修正案に対し質疑のある方は順次御発言を願います。

――別に御発言もないようですから、これより原案並びに修正案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もなければ、これより採決に入ります。

まず、加藤君提出の修正案を問題に供します。

加藤君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳田桃太郎君) 少数と認めます。よって、加藤君提出の修正案は否決されました。

それでは次に原案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳田桃太郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○竹田現照君 私は、ただいま可決されました揮発油販売業法案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の四党共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

揮発油販売業法案に対する附帯決議(案)

政府は国民生活にとつての必需品である揮発油の安定供給を確保するための体制をすみやかに整備するとともに、本法の施行にあたり既存揮発油販売業者の過剰保護または消費者利益の阻害につながらないよう特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、石油審議会の運営にあたっては、消費者の意見が十分に反映されるよう配慮すること。

二、揮発油販売業者の登録の際、新規参入者、特にノーマーク業者が不当に排除されることのないよう十分留意すること。

一、通商産業大臣の揮発油販売業者に対する揮発油販売価格引き上げの勧告は必要最小限にとどめるとともに、当該勧告により価格が高値に安定することのないよう配慮すること。

一、石油元売業者等特定揮発油卸売業者の揮発油販売業者に対する過度の系列化等により、中小揮発油販売業者の経営の安定、消費者の保護に支障とならないよう配慮すること。

一、揮発油の品質の確保に資するため、適切な揮発油分析機器等の開発の指導に努めるとともに、立入検査等の人員並びに予算を確保するよう格段の努力をすること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(柳田桃太郎君) ただいま竹田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳田桃太郎君) 全会一致と認めます。よって、竹田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。河本通商産業大臣。

○国務大臣(河本敏夫君) ただいま議決をいただきました法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を尊重いたしまして万全を期する所存でございます。

午後三時四十分散会

〔参照〕
揮発油販売業法案に対する修正案

揮発油販売業法案の一部を次のように修正する。

第一条中「揮発油販売業について登録その他の規制を行う」を「揮発油販売業者の登録制の実施、特定揮発油卸売業者の事業活動の規制等の措置を講ずる」に、「健全な発達及び揮発油の品質の確保」を「経営の安定及び消費者の利益の保護」に、「消費者の利益の保護」を「国民生活の向上」に改める。

第六条第一項第五号中「揮発油販売業を適確に遂行するに足る能力」を「揮発油の品質の管理を適確に行うに足る技術的能力」に改め、同条第二項中「通商産業大臣は、」の下に「大企業者（資本の額又は出資の総額が三千万円以上の会社をいい、当該会社が資本的又は人的関係において政令で定める支配力を及ぼしている会社を含む。以下この条において同じ。）の行う」を加え、「石油審議会」を「石油需給調整審議会」に改め、「以下同じ」を削り、「申請者」を「当該申請をした大企業者」に改め、同条第三項中「指示を受けた者」を「指示を受けた大企業者」に改め、同条第四項中「申出をした者」を「申出をした大企業者」に改め、同条第五項中「指示を受けた者」を「指示を受けた大企業者」に改め、同条第六項中「申請者」を「当該登録の申請をした大企業者」に改める。

第十一条第二項に次の一号を加える。
三 第十九条第二項の規定による命令に違反したとき。
第十四条第一項中「給油所ごと」を「給油所」に改め、「者のうちから」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。
2 品質管理者は、一の都道府県の区域内に所在

する十以内の給油所において次条第一項に規定する品質管理者の職務を行うことができる。
第十九条の見出しを「（勧告等）」に改め、同条第一項中「販売価格と著しく異なる価格」を「販売価格を著しく超える価格」に、「利益が害され又は指定地区内に給油所を設置している揮発油販売業者の相当部分について当該給油所における事業の継続が困難となる」を「利益が害される」に、「必要があり又は揮発油の安定的な供給の確保のため特に必要がある」を「必要がある」に、「石油審議会」を「石油需給調整審議会」に、「これらの事態」を「当該事態」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、揮発油販売業者又は特定揮発油卸売業者が正当な理由なくその勧告に従わなかつたときは、石油需給調整審議会の意見を聴いて、当該揮発油販売業者又は特定揮発油卸売業者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
第二十七條第一号中「第十四条第二項」を「第十四条第三項」に改め、同条第三十條とし、第二十六條を第二十九條とし、第二十五條第三号及び第四号中「第二十條」を「第二十一條」に改め、同条を第二十八條とする。
第二十四條第二号中「第十一條第二項」の下に「又は第十九條第二項」を加え、同条を第二十七條とする。
第二十三條を第二十六條とする。
第二十二條を第二十三條とし、同条の次に次の二條を加える。
（国の助成）
第二十四條 政府は、中小の揮発油販売業者又はこれらの者を直接若しくは間接の構成員とする特別の法律に基づいて設立された組合に対して、揮発油の品質の管理のための分析設備の購入等に必要資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。
（石油需給調整審議会）

昭和五十一年十二月一日印刷

昭和五十一年十二月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局